

4日目（6月8日）

第2回福生市議会定例会会議録（第10号）

平成19年6月8日福生市議会議場に第2回福生市議会定例会が開催された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	清水 義朋君	2 番	末次 和夫君	3 番	杉山 行男君
4 番	乙津 豊彦君	5 番	堀 雄一朗君	6 番	原田 剛君
7 番	加藤 育男君	8 番	串田 金八君	9 番	田村 昌巳君
10 番	増田 俊一君	11 番	奥富 喜一君	12 番	阿南 育子君
13 番	羽場 茂君	14 番	青海 俊伯君	15 番	大野 聰君
16 番	高橋 章夫君	17 番	原島 貞夫君	18 番	大野 悦子君
19 番	田村 正秋君	20 番	小野沢 久君		

1 欠席議員は次のとおりである。

な し

1 欠員は次のとおりである。

な し

1 出席説明員は次のとおりである。

市 長	野澤 久人君	副 市 長	高橋 保雄君	収 入 役	並木 茂君
教 育 長	宮城 眞一君	企画財政 部 長	野崎 隆晴君	総務部長	田辺 恒久君
総 務 部 参 事	田中 益雄君	市民部長	石川 弘君	生活環境 部 長	吉沢 英治君
福祉部長	星野恭一郎君	子ども家 庭 部 長	町田 正春君	都市建設 部 長	清水喜久夫君
教育次長	宮田 満君	参 事	川越 孝洋君	選挙管理 委員会 事務局長	榎戸 宏君
監査委員 事務局長	伊藤 章一君				

1 議会事務局職員は次のとおりである。

議会事務 局 長	吉野 榮喜君	議会事務 次 長	藤田 充君	次長補佐 兼 議事係長	大内 博之君
臨時速記 事務補佐員	杉田 愛子君				

1 本日の議事日程は次のとおりである。

平成19年第2回福生市議会定例会議事日程（4日目）

開議日時 6月8日（金）午前10時

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕
- 日程第3 議案第38号 福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第39号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第40号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第41号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第42号 福生市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第43号 平成19年度福生市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第44号 平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第45号 平成19年度福生市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第46号 昭島市の公の施設の設置に関する協議について
- 日程第12 議案第47号 損害賠償額の決定について
- 日程第13 議案第48号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について
- 日程第14 議案第49号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について
- 日程第15 議案第50号 福生市表彰条例に基づく自治功勞表彰について
- 日程第16 議案第51号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について
- 日程第17 議案第52号 福生市教育委員会委員の任命について
- 日程第18 陳情第19－1号 「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する陳情書

午前10時 開議

○議長（原島貞夫君） ただいまから平成19年第2回福生市議会定例会4日目の会議を開きます。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） この際、報告事項がありますので、事務局長から諸般の報告をいたさせます。

（吉野議会事務局長報告）

1 追加議案の送付について（議案第52号）（別添参照）

○議長（原島貞夫君） 以上で報告は終わりました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 大野聰君登壇）

○議会運営委員長（大野聰君） おはようございます。御指名をいただきましたので、昨日の本会議終了後に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

本日の日程でございますが、新たに議案1件が提出されております。

日程の順序につきましては、お手元に御配付のとおり昨日残りました一般質問を冒頭をお願いいたしまして、そのほかの議案等につきましては昨日と同じ順序で編成をさせていただきました。

また、新たに提出されました議案につきましては、日程第17として編成をさせていただきました。

それから、新たに提出されました議案の取り扱いでございますが、議案につきましては慎重審議の上、即決でお願いすることにいたしました。

以上のとおり議会運営委員会としては決定しておりますので、よろしく願いいたしまして報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） これより日程に入ります。

日程第1、3日目に引き続き一般質問を行います。

まず、8番串田金八君。

（8番 串田金八君質問席着席）

○8番（串田金八君） おはようございます。それでは通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私の質問は、合同水防演習についてと商店街活性化についての2項目質問いたします。

いよいよ6月に入り、熊牛町会のほたる祭が6月16日に開催されます。ほたる公

園には連夜四、五十匹の蛍が飛び交っていて、夏の風物詩の色を添えていますので、ぜひ御来場を心よりお待ちしております。

ちょうどこの時期、梅雨の時期でもあります。梅雨を迎え、その先は台風シーズンも控えております。水害や土砂崩れの報告が日本各地から聞こえてくる時期でもあります。当福生市でも水害に対して耳を傾けるころかと思われますので、例年どおりこの質問から入りたいと思います。

それでは、1項目目の合同水防訓練について3点質問いたします。

1点目は、水防隊・救助隊の要請についてですが、先日、5月13日の日曜日に天候にも恵まれ、東京消防庁第9消防本面本部と福生市、福生消防署と、福生・羽村・瑞穂の各消防団と、南公園に近い各町会自治会の自主防災組織の協力で、福生市の南公園で大規模な合同水防訓練が行われました。このことについて二、三お聞きしたいところがありますので質問いたします。

各消防機関に出動要請するのにどのくらいの降水量と、多摩川の土手のどのあたりに水位がきたら各方面に出動要請をするのかお尋ねします。

2点目の水防工法についてですが、消防団が土のう工法の作業をしていましたが、その労力と時間の効率に問題があるのではないかと思うのですが、砂袋や砂の備えはしてあるのかお尋ねします。

3点目の福生市防災マップ、多摩川洪水ハザードマップについて質問いたします。これは合同水防訓練とちよいと違いますが、水害、水防と関連していますので質問させていただきます。

福生市で行う各防災訓練のときには、各町会・自治会の自主防災組織に多大な協力を得て各訓練が成り立っているのではないのでしょうか。女性防災コンクール、8月の終わりか9月の初めに行う福生市防災訓練、各町会・自治会の防災訓練などに自主防災組織と消防団に多大な協力をさせていただいて本当に助かっていることと思いますが、その自主防災組織が福生市防災マップには記されていないので質問するわけですが、実際の被害のときも自主防災組織の働きがなければ、福生市が災害対策本部を設置しても人命救助、火災の初期消化、非常食の配分、何をとっても自主防災組織に頼らなければ事が始まらないのではないのでしょうか。その自主防災組織が防災マップに載っていないので、自主防災組織の紹介と町会加入の促進ぐらいはぜひ記載してもらいたいのですが、いかがなものでしょうか。

次に、防災マップの中の多摩川洪水ハザードマップについてですが、大洪水で田園地区が浸水したときの避難ポイントとして事細かに記載されていますが、避難勧告が出され、避難するわけですが、体が不自由な方や、疲れて熟睡されている方や、酔っ払って何もわからなくなっている方や、ヘッドホーンをつけて音楽に夢中になって避難勧告に気付かず逃げ遅れた人の救助について記載されていないのですが、そのような緊急事態のときの救助方法はどのようなになっているのですか。

次に、集中豪雨や大地震のときには土砂崩れがつきものです。幸い福生市には今のところ土砂崩れの被害は出ていないと思われますが、奥多摩街道沿いのはけを上から

と下からと見てみると、地盤が緩んでいる箇所や、はけのすぐ下に家が建っていたり、幾つか危険箇所がありますが、危険箇所の再点検と補強工事はどのようなになっているのかお尋ねします。

次に、2項目目の商店街の活性化について3点質問いたします。

1点目の福生市商工会のグランドデザインについての質問です。このグランドデザインを先日拝見させていただき、大変感動いたしました。中でも世界に広がるショーウィンドウとして国際トレードセンターのイメージ図など今後の福生市が大きく変化、躍進していく内容が満載のグランドデザインになっておりますが、このグランドデザインができる経緯などわかりました教えてください。

また、その中に福生名物、名産品メニューが入っていたのでお聞きしますが、市民からの募集で昨年産声を上げた名物、名産品ですが、現在までの活用状況と、今後再募集は行うのかも教えてください。

次に、2項目目の商店街に対する東京都の補助金についてお聞きします。福生市を取り巻く市や町には大型店の進出ラッシュで度肝を抜く商法と、物珍しさも手伝ってどんどんそこへ人が集まっています。そのために福生の商店街は衰退への道を歩き始めているのではないかと危惧されております。これは商店街だけの問題ではなくて、福生市全体の大きな問題なのではないでしょうか。景気回復を一刻も早くやらないと土地評価は下がり、税収も下がり、ましてや今問題の少子化にも大影響を及ぼす結果になってしまいかねません。

そこで、東京都には黒字財政を各市町村の商店街活性化に準備していると聞きましたので、福生市の活性化のために多いにその補助金を活用して、商店街の活性化に役立ててもらいたいものです。

そこでお聞きしますが、東京都の補助金にはどのようなメニューがあるのか、また今までどのように活用されているのかお尋ねします。

3点目は、七夕まつりのことしの目玉の質問です。祭り好きな市民にとってはこの時期胸がわくわくしてくる時期でもあります。私もその祭り好きの1人です。七夕が気になり、毎年質問をさせていただいていますが、これも福生の活性化と思っていただき、各部会の皆さんと市民が「よし、やるぞ!」と舞い上がるような御答弁を先にお願ひして質問に入りたいと思います。

昨年の七夕は天候にも恵まれ、例年になく多くの来場者があり、大成功のうちに無事に終わることができたと聞いておりますが、ことしの七夕にはどのような企画やアイデアが組み込まれているのか教えてください。

次に、七夕と観光協会のかかわりですが、市民の有志の方々と長い間検討を重ね、輝かしく立ち上げた観光協会ですので、福生の観光事業に多にかかわり、福生をアピールしていただきたいのですが、ことしの七夕にはどのような参加協力をしていただけるのかお聞かせください。

これで1回目の質問を終わります。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長（野澤久人君） おはようございます。それでは串田議員さんの質問にお答えをしていきます。

合同水防演習についての１点目、水防隊・救助隊の出動要請についてということでございます。福生市地域防災計画の中で示しているとおり、市は水防管理団体として出水期の前には河川等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めています。また、気象状況等により洪水の恐れがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、河川管理者、西多摩建設事務所、消防機関と緊密な連絡のもとに河川等の監視警戒を行います。多摩川が警戒水位に達し、水防警報により出動命令があったときなどは、直ちに関係機関に連絡するとともに、福生消防署、福生市消防団に対し出動を要請いたします。各方面隊の応援につきましては、福生消防署長より東京消防庁に要請をいたします。

御質問の警戒水位につきましては、青梅市の調布橋付近に基準点がありまして、１メートルが目安のことです。降雨量については特に特別な目安はないようでございます。

次に、２点目の水防工法についてですが、市では現在、土のうの袋を２０００袋ほど備蓄しております。砂を詰めた土のうは、５月に行われました第九方面本部合同水防演習で消防団等で準備したものがありますので、当面はこの土のうを備蓄していくこととしております。また、福生消防署では砂を詰めた土のうを３００袋ほど備蓄しております。

次に、３点目の福生市防災マップ、多摩川洪水ハザードマップについてですが、自主防災組織の皆様には普段から災害に備えた組織づくりや事業への御協力をいただいで感謝を申し上げます。

御質問のマップにおける自主防災組織の紹介の件ですけれども、高齢者や防災意識の低い方にもわかりやすいようにイラストを入れて、文字を大きくいたしましたことや、避難等の防災情報を掲載しているため、自主防災組織につきましては自主防災倉庫の位置の掲載だけにしております。

また、救助方法を載せてない、説明がないのではないかなというふうなお話でございますが、あくまでもこのマップは救助をされないで済むような避難情報等を載せたものですので、市民の皆様には、いざとなりましたら指示に従がいまして早期の避難を心掛けていただきたいと思います。また、逃げ遅れた者をどうするかというふうなお話でしたが、お互いに助け合っていただくこと、あるいは自主防災組織の皆様の御努力といったこともありますし、先日もお話ししました民生委員さんたちの御活躍もいただかなくてはならないと思いますし、もちろん消防署、消防団、それから福生市そのものがそういった人たちに対応していくと、こういうことになります。

次に、土砂崩れの再点検と危険箇所の補強工事についてですが、東京都が平成１１年から１４年にかけて実施した調査で、都内に急傾斜地法の対象になりえる急傾斜地崩壊危険箇所が２７９２箇所ほど確認されております。このうち危険度の高いものから順次区市町村長の意見を聞いて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、必要な対策を行っ



ております。

福生市にはそのうち危険箇所として9箇所が確認されていますが、危険区域としての指定はされておられません。多摩川洪水マップ・急傾斜地マップも9箇所の危険箇所を掲載しており、田園地区のはけの部分が多く含まれていますが、直ちに危険であるという状況ではないと、平成14年度の東京都の調査結果で発表されております。しかし、台風、大雨等により災害の危険が予想される場合には、警戒を強化するなど必要な対策を行ってまいります。

次に、商店街の活性化についてですが、福生市商工会では昨年7月から合計10回の会議を重ね、ことし3月に今後の10年を見通した「福生市商工会グランドデザイン」が策定されました。

これは市民の生活水準の向上、ライフスタイルの変化、近隣での郊外型大型店の進出など商業環境が大きく変化している現状をとらえ、福生市の地域の特色を生かし、福生市商工会が地域総合経済団体として地域商工業の総合的改善発達をしていくための商工会基本計画として発表されたものでございます。

その報告書の中に「多文化が共生する商業ストリートの街、国際トレードで新技術・新産業を創生する街、グローバルな未来に希望の持てる暮らしの街」を目標に描かれておりまして、商工会として地域の商工業者はもとより、広く地域社会の期待にこたえようとする内容でありまして、市といたしましても地域経済の振興を考える一つの方向として、これからの横田基地の変化ということに関連をしておりますが、注目しているところでございます。

次に、昨年商工会が行いました「名物名産コンテスト」で入賞した賞品PRにつきましては、商工会によって市内企業へのPR活動や、5月14日、15日には新宿駅西口広場イベントコーナーで行われた東京物産逸品見本市にも出品し、多くの人にお買い求めをいただき、その効果は大きかったと聞いております。

また、市でも市内の施設へのポスターの掲示や、近隣の温浴施設などへのPR等に協力しております。なお、コンテストの再募集につきましては、商工会としては考えていないということでございます。

2点目の東京都における商店街への振興支援として、「新・元気を出せ商店街事業」がございまして、これは商店街で行われるイベント事業や活性化事業に対しまして、商店街と東京都と市の3者がそれぞれ負担しあい、商店街の活性化を進めようとするもので、市内の商店街でも昨年度実績では12件の事業に対し補助を受け、イベント等の事業が実施されました。また、そのほかに特定施策推進型商店街事業や東京商店街グランプリなどもあり、昨年度は福生商店街協同組合がこの特定施策推進型商店街事業を使い、荷さばき所の新設事業を実施しております。

市といたしましては、東京都の補助内容などを毎年商店街などへ説明を行っておりますが、今後もこの補助金を活用し、市内の商店街振興を図ってまいりたいと考えております。

3点目の七夕まつりですが、ことしで第57回を迎える福生七夕まつりは8月2日

の木曜日から5日の日曜日までの4日間行われますが、既に市民による模擬店部会、イベント部会、飾り付け部会などが会合を重ねまして、楽しく活気にあふれた七夕にするための企画を練っていただいております、イベント部会では新たなパレードも企画しているようでございます。

また、参加団体の一つであります観光協会では、昨年に引き続き子どもたちにも福生の七夕の思い出をつくらせよう「七夕まつりの絵画コンテスト」を予定しておりますが、さらに8月4日、5日の土・日には第一小学校前の新奥多摩街道で列車型の遊具の運行を企画しているとのことでございます。

市内のさまざまな団体や機関、多くの市民の参加によりましてことしの七夕まつりが盛大に行われ、商店街振興と市民の連帯感、充実感につながり、市内の方々が福生のすばらしさを発見していただけるような、そんな七夕にしていければと、そんな期待を持っております。

以上で串田議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○8番（串田金八君） 市長の答弁ありがとうございました。それでは再質問に入ります。

水防演習の1点目の出動要請については、これはわかりました。

浸水など災害時の対応で、市内の通路や公園など、土木業者や造園業者にお願いすることと思いますが、その業者に依頼する体制は取れているのかお尋ねします。

なぜこの体制のことを聞くのかというと、2点目の土のうの配備で、人力で砂を袋詰めし、それを人力で運搬することの効率の悪さを、大型建設機械のシャベルカーやパワーシャベルで作業をすれば、人間の何百倍もの作業をいとも簡単にやってしまいます。消防団には人命救助とかパワーシャベルなどの誘導をしてもらえる体制づくりをしてもらいたいのですが、いかがなものでしょうか。

1点目と2点目は関連のある質問なので、次の3点目のハザードマップについて再質問します。浸水で取り残された人の救助ですが、避難第一が市民も大事なことは十分わかっていると思います。もしものときのことはだれにもわからないので、準備しておきたいものでございます。何回もお聞きするようですが、浸水で取り残された人の救助についてお聞かせください。

次に、2項目目の商店街活性化についての再質問をします。

2点目の商店街に対する東京都の補助金についてですが、商店街の方とお話をしてみますと、ちょっと一休みのできる丸太の長いすやパラソルが欲しいとか、空き地を利用して各所に簡単な東屋をつくり、足湯温泉など設置し、福生の名物にしたらなど豊かなさまざまな発想を持っておられます。1000メートルも掘れば温泉は出るらしいとも言っておりました。

市長答弁で、毎年商店街などへ説明に行っておりますとありますが、年に何回くらい商店街へ説明に行っているのですか。できれば月例会ぐらいはやってほしいのですが、そのところをお聞かせください。

次に、3点目のことしの七夕の目玉についてですが、各部会の方がそれぞれ試行錯

誤を繰り返して頑張っておられる様子がよくわかりました。何と言っても七夕は飾り付けです。来た人に感動を与える飾り付けにしたいものです。

「市民でつくる七夕まつり」と題して毎年各商店やボランティアの方をお願いしているようですが、七夕を盛り上げる工夫などありましたらお聞かせください。

以上で再質問を終わります。よろしくお願いします。

○総務部長（田辺恒久君） 串田議員さんの再質問にお答えいたします。

1 点目の浸水などの災害時には、業者をお願いすることが非常に多いわけですが、業者等へ依頼する体制につきましては、市と単価契約をしております土木関係の業者に依頼して対応するようになっております。

それと、2 点目の消防団に人命救助と重機の誘導などについては、消防団といたしましては、水防災害や住民の避難誘導を実施していく中で、消防団が可能な人命救助、重機の誘導などの対応をしていくことになります。

3 点目の浸水で取り残された人の救助につきましては、取り残されないようにいろいろ消防団をお願いして、そういうことのないようにしていきたいと考えていますが、救助につきましては早急に高いところへ避難していただくことが重要だと考えております。

運悪く状況が悪化して取り残された場合については、福生消防署にあるゴムボートや、東京消防庁のヘリコプターなどによる救助方法が考えられるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○生活環境部長（吉沢英治君） それでは、商店街への説明の関係でございますが、例年商店街振興にかかわります東京都の補助金申請の時期にあわせまして、その内容等につきまして説明会を設けております。また、個別には各商店街組合等からの要請によりまして対応いたしております。

御指摘をいただきました説明会をふやすことにつきましては、各商店街組合等の情報交換も兼ねるといった点からも必要と思いますので、今後商工会とも相談をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、飾り付けの充実、工夫はどのようなものがあるかでございますが、七夕飾りがより一層華やかになるよう、現在ボランティアの募集をしております、これは広報紙でのお知らせを初め町会長協議会へ飾り付け部会の担当者の方が出席をいたしましてお願いをするなどの依頼をいたしております。

お集まりいただきましたボランティアさんによりまして、くす玉づくりを初め趣向を凝らした飾りを作成していただきまして、西口駅前通り、あるいは銀座通り等に飾り、充実に向けた取り組みをしていく、こんなことで現在進んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○8 番（串田金八君） 再質問の答弁ありがとうございました。これから要望いたします。

1 項目目の防災の1 点目、2 点目ですが、年に何回かのさまざまな訓練を至るとこ

ろでやっております。21世紀に入り、市民が少なからず持っている危機感を減らし、安心の手助けなどできるような訓練を、少しずつでもいいので見せてあげたらいいのではないのでしょうか。内容によりもっと訓練に参加する人がふえるのではないのでしょうか。

竹やりでB2.9に立ち向かっている訓練をするのではなく、確かに初期消火の三角バケツの訓練も大事ですが、火災ロボットなどの働きぶりを市民に見ていただき、関心を持っていただけたら、訓練の見方もまた変わってくるのではないのでしょうか。

先日の環境フェスティバルでは、電気自動車の試乗をしておりました。その前の年には2億円もする燃料電池自動車の展示もしておりました。毎年環境フェスティバルには目を真ん丸にして喜ぶ市民の顔を見ることができ、担当課は胸をなで下ろしたとだと思えます。

そこで、非常食についてお話しします。非常食一つをとっても乾パン、五目ごはんもいいのですが、非常食セットのメニューの中にハンバーガーやコーンスープや、食前酒のミニワインなど、災害で神経が高ぶって一睡もできない被害者の心が安らぐアイデアなど担当課が考え、その時代のニーズに合わせ、被害者の気持ちを十分取り入れた今後の防災会議の中に21世紀の防災訓練についての議題を取り入れ、検討するように要望いたします。

3点目の洪水ハザードマップについてですが、ボランティアで訓練に参加、協力してくださっている自主防災組織や消防団の皆さんに感謝し、地域の大切さを肝に命じた行動をしていただきたいと要望し、浸水で取り残された市民の人命救助をいち早くするために、消防署の救命ボートを待つのではなく、福生市独自の救命ボートで大切な市民の命を救ってあげたいものです。

そのような思いから、田園地区に救命ボートの配備をお願いをしたいのですが、いかがなものでしょうか。ボートは後ろ向きにこぎますが、市は前向きにこぎ出すよう切にお願いを申し上げて要望いたします。

次に、2項目目の商店街活性化について要望いたします。

1点目の商工会グランドデザインの要望ですが、今議会の初日に、軍民共用化の市長の答弁の中で、11月ごろまでには防衛省から何らかの回答があると言われておりましたが、このグランドデザインは軍民共用を想定したデザインに受け取れますが、11月の回答次第で福生市がどのようになっていくのか期待したいと思います。そのときにはこのグランドデザインを多いに活用し、すばらしい福生市の構築を市長にお願いして要望いたします。

2番目の東京都の補助金の活用ですが、これは最大限に利用し、福生市に集客があふれるほどの企画やアイデアを商店街に期待するとともに、行政の力強いバックアップを要望いたします。

3番目の七夕のこたしの目玉についてですが、部長の答弁では大分各方面に協力要請の努力をしておられる様子です。こたしの七夕が一味違った盛り上がりになることと期待いたします。

また、先日の飾り付けボランティアと学生イベントスタッフ募集の回覧も拝見いたしました。たくさんのボランティアさんが集まることを願っております。

最後になりますが、観光協会と市民と行政が一体となって七夕を盛り上げることを要望して、私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、11番奥富喜一君。

（11番 奥富喜一君質問席着席）

○11番（奥富喜一君） 5項目について一般質問をさせていただきます。

まず1点目、お年寄りに生活支援手当を支給することについて、政府与党の宙に浮いた年金、対策のいいかげんさ、国民の被害は20兆円とも言われています。単純に1億人の人口で割ると1人20万円、4人家族で80万円の国家的詐欺事件とも言えます。振り込め詐欺といったところでしょうか。歴代の政府と厚労省に年金記録問題の共同責任があるのに、政府与党と民主党は国民の不安をよそに醜い責任のなすり合いを行うというお粗末な国会に、国民は心底怒っています。

2006年の6月、市役所などから届いた住民税の納税通知書を見て、多くのお年寄りが驚きの声を上げました。税金が7倍から8倍、10倍にふえていたからです。計算違いではないのかと抗議や問い合わせの電話が当市でも300本を超えたと聞いておりますが、またことしも同じようなことが予想され、市税の徴収担当者の方には本当に御苦労さまといしか言いようがありません。「こんなひどい増税、一体だれが決めたのだ」と怒りの声が渦巻いており、日本共産党はこのような住民税増税の中止を求める署名に今取り組んでおります。

一体だれが決めたのか、公的年金等控除の縮小と、老年者控除の廃止を決めたのは2004年の通常国会、住民税の高齢者非課税措置を廃止したのは2005年の通常国会、いずれも提案したのは自民・公明が与党の小泉内閣でした。法案に賛成したのも自民・公明党です。実は政党として一番先に言い出したのは公明党です。2003年の11月の総選挙で年金問題が争点になったときに、公明党は100年安心の年金を掲げ、基礎年金の国庫負担引き上げの財源にするという理由で、所得税の定率減税の廃止と年金増税で2兆7000億円の財源を生み出すと提案しました。しかし、実際は増税の方は公明党の公約どおりに実施されていますが、基礎年金の国庫負担の方は2006年までにまだ5000億円しか手当てできていません。自民・公明の与党内では残りは消費税増税という議論が強まっています。お年寄りに増税だけかぶせて年金財源の方は不安定のまま、これではやれずぶったくりもいいところです。100年安心の年金が聞いてあきれます。このていたらくの被害に一番苦しんでおられるのがお年寄りです。

そこで、1点目として公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止、住民税の高齢者非課税措置の廃止、定率減税10%削減全廃、医療費窓口負担割合の増加、介護保険料の増額、税源移譲等により3年前と比べて65歳以上の世代の方は一人当たり幾ら負担増となるのでしょうか。

さらに、玉突き的に国民健康保険税の増額も、公営住宅家賃の負担増、市が実施している高齢者住宅家賃助成も年々縮小され、一昨年は6000円、昨年は4000円、ことしは2000円で、来年3月では廃止というわけです。

2点目として、来年4月からはさらに70歳から74歳までの窓口負担増、75歳以上の後期高齢者は新設される保険料によって大幅負担増となります。これによりどの程度1人当たり負担増となると予想できるでしょうか。

市長はこうした中でお年寄りに生活支援手当てを支給する考えがあるかどうかを、その点の、お持ちになっておられるかまず1点、3点について質問をいたします。

2項目目として、小・中学生の医療費を無料化にすることについて、地方自治の本質は権利主体である住民の自治であり、地方自治体は住民であり、その政府たる議会及び行政組織は権利主体である住民の意思に由来するものであります。この政府組織は1人1人の人権を具体的に実現するものでありますから、できる限り直接民主主義制度を生かし、住民個々人の要求や意見に基づいて運営される住民自治と、その組織自体もまた自主的に運営されるものである団体自治でなければなりません。

この観点からするなら、平成18年11月、福生市市政世論調査報告書によれば「子どもが健やかに生まれ育つには」との設問に対して、子育てに対する経済的負担を軽くするための施策が59.8%、身近な地域で子育ての相談や支援が気軽にできる養育環境の推進が32.7%との数字が示すように、子育てには経済的負担の軽減が強く求められており、速やかに小・中学生の医療費を無料化にすべきと思います。

また、憲法26条2項後段には「義務教育はこれを無償とする」とありますが、そのとおりだと思いませんか。憲法98条1項には「この憲法は国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部、または一部はその効力を有しない」とあります。憲法99条には「天皇、または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負う」とあります。この関係においてどのようにお考えをお持ちでしょうか。

この憲法の理念が実現できないほど当市は窮迫、困窮の財政状態にあるのでしょうか。平成18年度の当市の積立金は幾らあったか、三多摩26市中1人当たり下から数えて何位なののでしょうか。なぜ小・中学生の医療費を無料化できないのか、今後どう憲法の精神を実現していく計画でしょうか。この点についてお聞かせいただきます。

3項目目、市内循環バスの早期運行について、これについては市民の皆様の希望が強いからこそ今回の議会でも正和会、公明党、市民派未来クラブとこの問題での質問は私で4人目となります。落選された議員の方の中にも公約を掲げた方もおられます。民主党以外勢ぞろいの質問となりますが、市長の見解を改めて伺いたいと思います。

市内循環バスの運行を希望する住民が多い中、実施に踏み切らない、踏み切れない理由は何かお聞かせください。これからは環境に負荷を与えないことが求められ、このため自動車を抑制し、歩行者、車いす、自転車車が通行しやすいことが必要との考えから、西友前の通りなど車道を狭くし、歩道を広げたとも聞いております。市内循環

バスを走らせることはこの目的にもかなったものと思います。今後の方向性を見通しをお聞かせください。

4項目目として、道路、公共施設のバリアフリーについて、2点についてお聞かせください。

1点目は、西友自転車駐車場出入口付近の段差が大きく、特に横田基地側駐車場の出入口付近は歩道も車道も狭く、急勾配となっており、自転車に乗ったまま出るとかなりこわい感じになります。また、ここを通りかかる自動車も多くの方がびっくりされた経験をお持ちです。事故が起きないうちに対策を講ずべきと考えますが、いかがでしょうか。

2点目として、本町踏切内の凸凹改善について、ことし2月にJRの方で予算付けに少し時間がかかるが実施してくださると伺っておりますが、いつごろ、どのような形で工事を実施して下さる見通しでしょうか。この2点についてお聞かせください。

最後の5項目目として、安否確認も兼ねた市職員によるごみ収集について、2点お聞かせいただきたいと思います。

1点目は、既に1件私が提案したというか、問題を提起したのですが、これは個別に対応していただいたという案件があります。高齢化はますます進むことが予想されますので、高齢者や高度の障害を持たれた方に対し、本人の希望による登録制度を設け、安心して暮らしていけるように、安否確認も含め市職員がごみ収集に玄関先訪問する考えはないでしょうか。

2点目として、既に実施している八王子市、国分寺市等の利用者住民の反応はどんなものか、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

以上で最初の一般質問を終わります。

以上、5項目について御答弁よろしくお願いいたします。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 奥富議員さんの御質問にお答えをいたします。

お年寄りに生活支援手当を支給することについてですが、御指摘のとおり住民税の老年人非課税措置の廃止、公的年金控除の縮小、平成11年度から導入されていた定率減税の縮小廃止、医療費の窓口負担の改正、介護保険料の改正などなどいろいろな制度改正が行われております。また、平成19年は「地方のことは地方で」という方針のもと、地方分権を進めていくための三位一体改革によりまして、所得税は減っておりますけれども、住民税がふえるという税源移譲が行われたわけであります。

御質問のこれら税制改正等によるお年寄りへの負担増でございますが、モデルケースの70歳独身で年額の年金収入が200万円の場合では、平成17年度では住民税は非課税、所得税は定率減税を控除いたしますと税額で2万7800円でございますが、本年度でみますと、住民税は急激な税負担を緩和するため経過措置がとられておりまして、所得税と合わせまして4万2200円となり、年間で1万4400円、月額で1200円の増額となっております。また介護保険料につきましては、平成18年度の改正に伴いまして基準額ベースでは年額で1万4500円、ほぼ先ほどと同じ、

月額では1200円ちょっとという改正ということになります。

それから、2点目の医療費の負担割合の改定ですが、平成20年4月からは70歳から74歳までの方の窓口での負担は1割から2割負担となってまいります。また後期高齢者医療制度につきましては、国の試算では平均月額は約6200円で、低所得者については減免措置を行うということが示されておりますけれども、今後広域連合において決定されてくるもので、現状では具体的にはまだ示されておられません。

状況的には、これらの改正等はそれぞれの事業運営に必要なこととして、国が制度設計をしております、現時点ではそれをもとにした形でお年寄りに対しましての新たな生活支援手当の支給は考えておりません。

次に、小・中学生の医療費を無料化することについての御質問でございますが、御案内のとおり子育て支援施策の一環として本年10月から保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、義務教育就学期にある児童が医療機関にかかった場合の医療費の自己負担額の3割のうち、その3分の1を助成するという義務教育就学児医療費助成制度を開始いたします。またこの制度における負担額は、都・市それぞれ2分の1となっておりますことから、平年度ベースで約1725万円が市の負担ということになります。

御質問の小・中学生の医療費を無料化をしていくということになりますと、この医療費の自己負担額の全額を市で負担をすることになります。本制度を適用しての推計ではさらに約6900万円が市の負担として出てまいります。基本的に問題は財源ということになります。

そこで、当市の財政状況と平成18年度の積立金についてですが、市の財政状況につきましてはここ数年一段と厳しさが増しております。特に15年度から17年度までの決算では、普通会計ベースの実質単年度収支が3年連続のマイナスとなっております。また市の財政状況を示す指標の一つの経常収支比率では、17年度決算では対前年度比0.3ポイント悪化し、95.9%に上昇いたしまして、この数値は26市中で4番目に悪い方でありまして、家計費に例えますと、経常的に毎年100万円使えるお金が入ってきたとして、日常の生活費に95万9000円がかかっておりまして、自由になるお金が約4万1000円という状況ということになります。

この経常収支比率の計算式には、経常経費に当てている住民税等減税補てん債と、普通交付税の代替措置として借入れが認められている臨時財政対策債が分母の経常一般財源に含まれており、この額を含めない場合の計上収支比率は100.8%となりまして、経常的経費に限りますと住民税等減税補てん債及び臨時財政対策債などの借入金がなければ行政運営はできないという状況になっております。

すなわち、新しいことができない、こういう状況というふうに理解をいただきたいと思います。したがって、職員数や事務事業の見直しというような形での行財政改革を懸命に努めておりますし、そういった形での歳出削減をして、その削減した分を新たな事業に振り向けていくと、こうこういうことになります。

基本的に、福生の場合には、御存じのように基地にかかわるお金が入ってきていて

この状態であるということについての御理解もいただいております。

それから、積立金の問題でありますけれども、平成18年度末の現在見込額は、普通会計ベース全体で約80億7110万5000円、このうち使い道を特定していない財政調整基金が16億6370万9000円、積立金全体の市民1人当たりの額は13万7373円、うち財政調整基金の1人当たりの額は2万8317円でございます。

18年度末見込額の26市中の順位につきましては、まだ他市の状況がわかりませんので、17年度の26市中の額に置き換えますと、積立金全体額では26市中上位から3番目、財政調整基金では26市中上位から4番目になっております。

ただし、この積立金のうち庁舎建設基金の約17億円につきましては、今後全額を取り崩しますので、平成19年度末基金残高は全体で約61億6000万円と見込んでおりまして、多かったときの半分程度に減っております。また財政調整基金につきましては、今後の福生病院組合負担金の増などに伴う基金取り崩しが見込まれますことや、震災などの万一の場合に備えまして最低10億円はいつも残しておきたいと、そんなふうに考えております。

簡単に言ってしまうと、借金するか基金を取り崩すかということになってまいります。子どもの医療費の問題を解決するために借金をする、あるいはその基金を取り崩すということは、この子どもたちが先にいったときに自分たちで返すということになるわけでありまして、その辺のところについて十分な考慮をしながら財政運営をしていきたいと、こんなふうに思います。

いずれにいたしましても、この辺は環境問題と同じでございます。今の人たちが樂をすることによって後の人たちが苦勞をするということについては可能な限り避けたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

こうした状況でございますので、当面は本年10月から実施いたしております義務教育就学児医療費助成制度で進めてまいりたいと思います。

次に、市内循環バスの早期運行についてですが、基礎調査結果や他市の実績等から、福生市における市内循環バス導入につきましては、既にいろいろと御報告をさせていただきますし、議会にも御報告を申し上げまして、大変困難であるという認識を持っておりまして、交通弱者への福祉対策としての福祉交通網というものを検討してきているところでございます。

環境という面から考えた場合には、バスも含めました公共交通の役割は大変大きくなりまして、自家用車の利用から公共交通の利用へと日常生活の中での私たち1人1人の意識を変えていくことが必要でありますし、しかし、乗車人員の減少など民間バス路線を取り巻く状況というのは逆に大変厳しいものがありまして、路線の廃止、便数の削減という結果にあらわれているわけであります。

市内循環バスにつきましても、走らせることが目的ということにならないわけでありまして、みんながそれに乗るという形になってこない、ただ単に車が動いているというだけになりますので、こういったものにつきましても全体的な検討をしながら

進めていかななくてはならないと、進めなくてはならないことはそのとおりでございますが、そういうことで検討しているということでございます。

いずれにいたしましても、これも要するに簡単に言ってしまうと、1人当たりのコストの問題ということになりまして、タクシーの料金より高いような形でのバスを走らせるようなことはできないわけでございますから、その適正さというところをきちんとした形でとらえてやっていかないといけないと、幾ら使ってもいいということだったらできるとは思いますが、その辺のところの問題ということになっております。これについてはいろいろな整理をしながら、これからまた御相談をしていきたいと思っております。

ただ、高齢者の方々については大変移動手段が限られているわけございまして、そういった方々の移動手段の確保というのは大変切実な問題であるということは承知しております。そのために福祉施策としての多様な移動手段の一層の研究、検討を進めまして、福生市の福祉交通網というものを実現をしていきたいと、こう思っております。

次の道路、公共施設のバリアフリーにつきましては、都市建設部長からお答えをいたします。

次に、安否確認も兼ねた市職員によるごみ収集ということでございまして、1点目の高齢者や高度の障害を持たれた方に対し、登録制度を設け、安否確認を含めた市職員がごみ収集に玄関先訪問するという考え方につきましては、市の行うごみ収集は各家庭の道路に面した敷地内にごみを出す場所を決めていただき、そこから収集する戸別収集方式と、一部共同住宅等においては収集所方式をとっております。

市の職員で直接収集業務に従事している者は現在おりませんので、担当が安否確認を兼ねるということになりますと、委託業者にお願いすることになります。他市の状況としては、現在八王子市では92世帯が対象で、週2回直営で行っている可燃ごみの収集日に通常の収集車が可燃ごみ以外のごみも持ち返るようになっておるということです。対象要件は、身体障害者手帳1、2級、要介護4、5の認定、その他特別の理由で、親族、近所の支援を受けられない方が対象ということになっておりまして、戸建住宅は玄関先、集合住宅は共用部分の通路等までの収集を行っている聞いております。

福生市では、八王子市で該当されているような方はヘルパーさんが対応しているわけでございますけれども、朝8時から収集が始まりますので、ヘルパーさんが間に合わない場合が出てまいります。そのような場合、制度化はしておりませんが、市民からの要望により戸別に対応しておりますので、戸別に御相談があればと、こんなふうに思っております。

2点目の既に実施している八王子市、国分寺市等の利用者住民の反応につきましては、対象になっている方からは喜ばれているということでございますし、特別なトラブル等はないようでございます。

なお、ホームページでの確認ですが、武蔵野市、調布市、八王子市、国分寺市の4

市がふれあい収集という形で同じような制度を持っているようでございます。

以上で奥富議員さんの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） それでは、4項目目の道路、公共施設のバリアフリーについての御質問について、私の方からお答えさせていただきます。

1点目の西友自転車駐車場出入口付近の段差解消についてでございますが、この部分は平成16年3月に西友の建替え工事とあわせて、西友の駐車場棟の周りに公共空地ということで、事業主が西友に来店するお客さん等の通行の安全を確保するために設置した歩道で、市では管理をしている場所ではございません。

西友の自転車駐車場、利用者等の出入口部分の歩道と車道の段差があり、特に自転車はこの急なスロープから車道に出る場合に危険とのことで、何らかの改善をしてほしいとのことでした。

現場を確認いたしまして、西友に対しまして自転車等の安全対策について検討してほしいとの要望をしたところでございますが、その後、西友より連絡がございまして、どのような改善をできるかは現在検討中ですので、もう少し時間をいただきたい、こういう連絡がございましたので、よろしく願いしたいと思います。

次に、2点目の本町踏切内の凸凹改善の見通しについてでございますが、既にJR八王子支社に改善要望をしておりまして、その時点では予算の問題と優先順位の関係で少し検討の時間をほしいとのことでしたが、その後連絡をいたしましたところ、見通しにつきましては、JR八王子支社に確認したわけですが、全体的なものを含めて計画をし、進めていくということで、優先順位、ランク付けがあるということで、年度内に着手をしたいということでございます。また、工事の実施につきましてはJRで発注し、対応することとなります。

以上で奥富議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 11時15分まで休憩します。

午前11時3分 休憩

~~~~~

午前11時15分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○11番（奥富喜一君） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

まず1点目、お年寄りに生活支援手当を支給することについてです。私も何件かシミュレーションをしてみましたが大変複雑でわけがわからなくなってしまうので、一般の方も、特にお年寄りの方は結果を受け入れるしかないのかなというところでしょうか。重ねて、市税の窓口の方もさぞ電話等の対応大変と御推察いたします。しっかりと対応の方をお願いしたいと思います。

1例だけ、実際に存在するケースをもとにした試算を紹介したいと思います。年金2カ月で26万円、月当たり13万円の収入の例です。70歳独身の方を想定していました。公的年金等控除の縮小、老年者控除の廃止、住民税の高齢者非課税措置が関



係してきます。平成17年度の住民税を計算すると、年収156万円、公的年金控除140万円、差引所得は16万円で、65歳以上ですから、125万円より少ないので非課税となります。これを平成19年度の住民税の計算ですと、まず2006年度、平成18年度から非課税措置が廃止されておりますので、非課税限度額の確定がまず必要です。単身者の場合、所得割の非課税限度額は所得35万円以下、均等割は生活保護1級地の当市の福生市では所得35万円以下となります。ちなみに、2級地31万5000円以下、3級地では28万円以下というふうな形です。非課税限度額適用対象です。

この場合、公的年金控除が140万円から120万円に縮小されているため、所得が36万円とされますから、非課税限度額は所得割も均等割とも上回ることになり、住民税の課税対象となります。幸いのことにこの場合は所得から基礎控除や社会保険料控除を引いた課税所得はゼロとなり、所得割の課税はありませんが、均等割のみの課税となりますので、市民税3000円、都民税1000円の計4000円のみとなる計算です。

とはいえ、年収156万円で介護保険料や国民健康保険料、家賃や水道光熱費、病院の医療費を引いたり月4万円程度しか残らない生活の中で、年間とは4000円の税金を払えというのは余りにも酷な話です。

これに市長からお答えいただいたようにさらに来年4月からは病院では窓口での負担が1割から2割に引き上げられます。この方が75歳以上なら来年4月から後期高齢者医療制度の導入で保険料が新たに平均で月額6200円が年金から天引きされるわけです。

収入は年金ですから、今は減ることはあってもふえません。70歳でも窓口負担のふえた分だけ生活費をさらに削らなければなりません。75歳以上に置きかえれば月4万円程度から6200円を差し引くなら3万3800円程度で生活することを強いられるわけです。

市長にお聞きさせていただきたいと思います。憲法25条に「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」2項で「国はすべての生活分野について社会福祉、社会補償及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とありますが、月3万円程度、1日約1000円で衣食する生活を押し付けることがこの憲法の条文に反しないとお考えでしょうか。市長は「それぞれの事業運営に必要なことと考えておりますので」これで済ませられるとそれでもおっしゃられるでしょうか。お考えをお聞かせください。これがまず1点目の市長に対する1点だけの質問とさせていただきます。

2項目目、小・中学生の医療費を無料化にすることについてです。子どもの医療費無料化の運動は、新日本婦人の会が声を上げ、1971年に日本共産党が国会で取り上げた子どもの医療費無料化に端を発します。就学前については全都道府県で実現し、今小学校卒業まで、中学校卒業までとさらに広がっています。

市長のお答えの中で、ことし10月から保護者の経済的負担の軽減を図ることを目

的に、義務教育就学期にある児童が医療機関にかかった場合の医療費の自己負担額3割のうちその3分の1を助成するという義務教育就学児医療費助成制度を開始することとは、まず第1歩として歓迎いたします。

さらに、私としては完全無料化に向けてさらに御努力を願いたいわけですが、市としては財政的に厳しいのでここまでとのお返事です。経常収支が平成17年度決算で95.9%にまで悪化しているとのこと。私が4年前に言ったときよりも相当ひどい数字になっていることはたしかです。

羽村市は、従来西多摩では数少ない優良財政の市で有名ですが、どの程度の数値でしょうか。参考にお聞かせください。

また、平成11年には125億円の積立金があったのが、平成18年度末見込みでは80億円と大分減ってきているようですが、平成17年度比較でいくと、悪い方ではなく26市中上位から3番目、使い道を特定していない財政調整基金でも26市中上位から4番目とのことですから、憲法の要請にこたえられないほど窮迫、困窮した財政状況とはとても言えない財政状況と言えると思います。

今、子育て世代は大変です。社会的には少子・高齢化の中で子育て世代への経済的応援は国を上げての急務と言えます。私はこの財政状況であるなら十分に小・中学生の医療費の無料化に必要な財源はあると考え、憲法26条2項後段の「義務教育はこれを無償とする」との立場に立ち、速やかに取り組むべきであると主張したいと思います。

そもそも憲法26条2項は国の責任で果たすべき仕事であります。国がやらないから地方自治体がこれにかわってせざるを得ないわけですから、市が独自施策として取り組むべきだと私は主張しているところです。

そこでお尋ねいたします。市長として国や東京都に対して小・中学生の医療費の無料化を実施することについて、従来要請はしてきているのでしょうか。今後についてはどのようにお考えでしょうか。

今回の東京都知事選挙の中で石原都知事は「小・中学生まで医療費を無料化する」と公約をしました。日本共産党は東京都議会でも石原都知事に公約の実施を迫っていくことになっていますが、何かこれに関連した都からの通知はありませんでしょうか。この点についてお聞かせください。

また、参考までに積立金、基金の内訳とそれぞれの性質についてお聞かせください。平成16年度事務報告書397ページの小計を立てている意味も含めてお聞かせいただきたいと思います。

小・中学生の医療費を無料化にすることについて、以上4点についてお聞かせいただきたいと思います。

3項目目、市内循環バスの早期運行について、今国会で成立が見込まれる地域公共交通の活性化及び再生法は、住民参加を法律の条文そのものに位置付けた点に大きな意義があると言えます。過度の車依存、少子・高齢社会の到来を背景として公共交通の要請が高まりを見せています。しかし、公共交通の実態はその社会的要請にこたえ

るべき水準にありません。

その中で、頑張る地域によって地域公共交通を維持活性化、そして再生しようというのが国の考えです。ここで国民の交通権補償のあり方について考えることが必要です。現代社会における人の移動や物資の輸送には車が不可欠な存在です。しかし、マイカー利用によって加速された車への過度の依存は、個々人の生活、地域社会のあり方、そして地球規模への負の影響を及ぼしています。

これは、自動車事故による年間の死傷者が世界で100万人を超える現実、都市における渋滞や大気汚染の悪化、郊外化の進展による中心市街地の衰退、車を運転できない、また利用できない高齢者の移動制約の広がり、地球温暖化などの問題群としてあらわれています。環境問題への対応には、車自身の技術改良と、何にもまして良質な公共交通の提供が必要であることは言うまでもありません。

こうした中、地方自治体や住民が中心となり、交通事業者の協力も得ながら公共交通を維持、存続、再生させた例が幾つも見られるようになりました。その一つ、地方自治体がその企画、運行に責任を持つコミュニティバスの代表例は、鈴鹿市のCバスです。このCバスが成功例と言われるのは、地域と経済に活力を与え、自分たちで育てることを目的としたバスというコンセプトを実現するための鈴鹿方式と呼ばれる住民参加システムが有効に機能しているからです。これは多いに参考にしていきたいと思います。

住民参加は形式的な会に住民代表が加わるだけでは可能になりません。鈴鹿市では行政側がきめ細かな意見収集による住民要求の掘り起こしとその分析を行い、そのフィードバック作業を繰り返す中で、住民が単なる乗客からコミュニティバスを育てる主体、つまりまちづくりの主体者としての成長をしているのです。その目に見える形が住民の手による停留所づくりや清掃活動の実施、Cバス友の会の結成です。使い勝手のよい公共交通を整備するためには、利用者の意見や沿線住民の声に耳を傾ける必要があります。そのためには計画段階からの住民参加が必要となります。このことは各地の成功例と呼ばれるコミュニティバスが示しているとおりです。

しかし、現実には住民からの陳情を受けてコミュニティバス運行を検討することにはなっても、意見調整のための手間も時間にかかる住民意見の吸い上げには消極的という場合が多いものです。その結果、せっかくコミュニティバスを走らせても、空気を乗せて走っている状況となり、路線廃止に至るケースも後を絶たないことも事実で、これが市長のお答えにもつながるかと思います。

また、せっかく住民意見に沿って運行ルートを設定しても、道路管理者や警察との調整がつかず、ルート変更をやむなくされ、思わしくない結果に終わっている場合も多いのです。

住民や地方自治体主導で実現するにはさまざまな隘路が存在します。その最も大きなものが財源問題です。今国会で成立見込みの地域公共交通の活性化及び再生法は、こうした問題点を解決するための措置が盛り込まれている点で住民自治を前進させる側面を持っていると言えます。

当市も試行に踏み出されるとのお答えが、何人かの議員に対する答弁の中で既に示されています。よい状況もそろってききましたので、ぜひ試行に踏み切っていただきたいと考えますが、この前提として幾つかお聞かせいただきたいと思います。

まず1点目、周辺市「はむらん」(羽村市)、「るのバス」(あきる野市)の現状での利用状況、経常収支状況についてお聞かせください。26市のうち未実施が青梅市、東久留米市、狛江市、そして福生市の4市と聞いていますが、そのうち狛江市は福祉バスの取り組みがあるところです。

2点目、実施している22市についての概況をかいつまんでお聞かせください。

3点目として、また当市については福祉バスとしての試行とのことですが、狛江市も福祉バスの取り組みがあるので、狛江市の福祉バスの内容と、当市が計画しようとしているものとの違いについてもお聞かせください。

4点目、交通弱者への福祉対策としての福祉交通網と、市長の御答弁ですので、この考えをお聞きしたいのですが、小さな一つとして、15歳以下の子どもの交通死亡事故も少子化以上のペースで減り続けている中、死傷事故が1990年代初頭から増加に転じ、最も多いのが幼児の場合4割、小学生は3割が自宅から100メートル以内で事故が起きているようです。この傾向は高齢者にも当てはまり、自宅から一歩出れば車社会の恐ろしさを示しています。そこで義務教育の中学生以下、65歳以上のお年寄り、障害者を抱えておられる方を対象に含めることを提案したいのですが、その点をどのようにお考えでしょうか。

小さな2として、既に他の議員から出ておりますが、妊産婦を対象に含めていただけるのかどうか。

小さな3点目として、拡大解釈として、福生団地にお住まいで自家用の車を所持されていない方が福生病院に通院される場合、拝島駅か熊川駅に出て、福生駅を下りて徒歩で行くよりバスで運んでもらった方がよい場合などのケースです。むしろこうした人の利用が増加して、自家用車の運行も減るのが本来望ましいので、考え方を大きくとらえ、交通弱者一般として幅広く利用してもらえる方法が私としては望ましいと思います。制度的に可能ならここまでの拡大でスタートできないかと思うのですが、この点でどのようにお考えでしょうか。

以上、大きく4点についてお聞かせください。

4項目目、道路、公共施設のバリアフリーについて、1点目の西友自転車駐輪場出入口付近の段差については、市の管理ではないので、西友が実施するのか、建物所有者が実施するのかの調整もあるということなので、早急の解決が望めないようですが、事故が起こってからでは事故に遭われた方、加害者、被害者ともに不幸です。西友の営業にも支障が出るかと想像いたしますので、早急な対処を西友建物所有者に重ねて要請するよう、これは要望にとどめておきたいと思います。

2点目、本町踏切内の凸凹改善についてですが、私も住んでいる本八町内会の子どもたちがよく利用する通学路でもあり、通学時は毎日大変混雑しております。また他の踏み切りと違って車の通行ができない関係で、また踏切幅が広いということで安心

してのんびり渡れること、足が不自由な方で踏み切りを渡るのに時間を要する方などには自由通路のように階段もない、わざわざエレベーターを利用するという不便もないことから人気があり、利用者も大変多いところです。それだけに踏切内の凸凹に足をとられ、足をくじいた、転倒したなどが頻発しております。重大事故につながっては大変ですので、早急な改修工事をお願いしたい。年度内などと言わず、すぐにでも取りかかっていたらいいよう再度ＪＲ八王子等に要請していただけるよう要望しておきたいと思います。これも要望です。

５項目目、安否確認も兼ねた市職員によるごみ収集についてです。戸別対応しているとのお答えですが、犯罪が多発現状の中、市の職員の表示をして訪ねても疑ってかからなければならないような現状の世相です。件数の増加に伴って委託の清掃業者では不審者と区別がつかないなど問題が起こることが予想されます。この点での対策として民生委員さん、日常的につながりのある、顔の知れた地域ボランティアさんなどの協力が必要になるのではないかと考えられます。

そこで、支障のない範囲で現在の対応例の御紹介をお願いいたします。また希望があれば当面その都度、個別に対応していただける、こう考えてよろしいのかどうか、この点をあえて確認をさせていただいて、これのお答えをいただくということで、以上で２回目の一般質問を終わります。

○市長（野澤久人君） ２回目の御質問のお年寄りの生活支援手当の関係での御質問をいただいておりますので、お答えをしたいと思います。よく細かい計算をされまして、私も数字の確認はできませんけれども、また今後いろいろな形で国の方の制度変更、あるいはそういったものがいい方向に変わっていったことを期待しておりますけれども、ただ、基本の問題としてまずお話を申し上げたいのは、こういった制度設計そのものは国会で決めることでありまして、全国一律にまず行われることであると、こういうことであります。

福生市だけでどうのこうのという問題にはなりませんので、したがって、その事態については自治体の長としてコメントするということはおかしいことになろうかというふうに思いますが、ただ、いろいろ現実の問題としてやっていく過程の中での問題点については、これは全国市長会を通じて、あるいはいろいろ市長会を通じていろいろな形での要望をし、いい方向に変えていかないといけないという責務は持っている、こんなふうには思っております。

その上での若干の感想を申し上げさせていただきます。一つは憲法２５条との関係であります。最低限の生活保障という話になりますので、この最低限の生活保障という形で考えますと、基本的には生活保護制度ということになってまいります。

福生は１８億円程度生活保護に金をかけているわけですが、これは普通の方はみんな国が出しているというふうに思っているように思いますが、この４分の１は実は福生市の市民の皆さんの税金から払っているわけでありまして、したがって、４億円程度これに毎年金を、税金の中からかけているわけでありまして、先ほど経常収支を言いましたけれども、経常の経費としてかかっているということになって

くるわけです。

この計算、先ほどの計算の中では生活保護の最低限度というのは、生活費として3万2000円くらいが想定をされております。先ほどの奥富議員さんのお話ですと3万3800円ですか、そのくらいの数字をお話になりましたので、そういう意味では直ちにそれが憲法違反というような言い方はできないというふうに思います。

したがって、私なんかの感覚で申し上げますと、これは一人一人みんな違いますので言いづらい部分もありますが、戦後の我々の子どもだったころの生活だとか、あるいは全世界の中では今3秒か4秒に1人の餓死者が出ているといったような状況、そういったことから比べれば日本という国はたしかいい国だなという思いもいたしております。

ただ、いずれにしても、制度というのは国で決めることでありまして、そこに我々の意見ができるだけ反映していくようなやり方をしていきたい、そんなことが一つの感想であります。

それから二つ目は、福生の場合にはことは税収は若干高くなりますので、13万8000円程度の御負担を1人当たりの市民の方々にいただいております。これはゼロ歳から高齢者までです。歳出の方は37万円出させていただいております。2.7倍出しているということでありまして。サービスをしているということでありまして。特にことは大型の事業が多いですから、額が多くなっておりますが、そういう形でできているということでございます。

いずれにしても、今舗装された道を歩くにしても、公園を使うにしても、あるいは水を飲むにしても、お医者さんにかかるにしても、あるいはよい環境をできるだけつくっていくというような問題、健康ということにつきましても税や受益者負担というものは絶対避けて通ることはできないというふうに思います。

したがって、そういう意味ではお互いに助け合いながら生活をしていくという基本的な視点の中で、だんだんにみんなが市民意識を持っていただくような、そういう方向で進めていかないといけない、そういうことがちゃんとできれば、逆にいえば今の、例えば国保税の方に出している金は、7億円近くの金を一般会計から出すわけですから、そういったものがなくなっていくことによってほかのサービスができるということはあると、こういうことであります。

それからもう一つでございますけれども、個別の一人一人の方というのはみんなそれぞれ状況が違うというふうに私は思っておりまして、そういう意味では本当にお困りの方もいらっしゃるかもしれませんが、ですからその方についてはぜひ、地方自治体というのは目の前に市民の方の生活が見えますので、御相談をいただいて、画一的な対応ではなくて、個別にできるだけ親切に、我々も調整をしていかななくてはならないというふうに思います。

ただ、もう一方では、要するに結果の平等みたいなことを求めまして、機会の平等ということではなくて結果の平等を求められる方も非常に多いということと、それから甘えみたいな形での状況みたいなものがあるわけでございますので、こういったと

ころにはやはり毅然とした対応をもう一方ではやっていかないとならないというふう  
に思います。

その辺の調整といいますか、その当たりにつきましては、現場の市町村として間違  
いないようにして今後も進めていきたいと、そんな思いを持っておりますので、その  
関係についてのお話をさせていただきまして答弁にいたします。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、まず経常収支比率につきまして、羽村  
市の状況でございますが、平成17年度決算における羽村市の経常収支比率は91.  
3%で、これは26市中低い方から14位でございます。福生市の95.9%、順位  
は23位となりますが、比較をいたしますと、羽村市の方が4.6ポイント良好とい  
いますか、低い状況でございます。

次に、順不同で恐縮でございますが、基金の内訳とそれぞれの性質についてでござ  
いいますが、現在、福生市には11の基金がございます。内訳といたしましては、この  
うち積立基金が退職手当特別負担金準備基金、庁舎建設基金、都市施設整備基金、育  
英基金、市営住宅等管理基金、財政調整基金、学級施設等整備基金、ふるさと人づく  
りまちづくり基金及び介護給付費準備基金の9基金でございまして、残りの二つは定  
額の資金を運用するために設けている中小企業振興融資一時補てん基金及び国民健康  
保険高額療養費資金給付貸付基金でございます。

主な基金の性質、内容を申し上げますと、都市施設整備基金は建設事業など都市施  
設整備事業の資金などに充当するもので、また財政調整基金は地方財政法に基づき設  
置が義務付けられている基金でございまして、財源が不足する場合や災害時など緊急  
に必要な経費などに当てるための基金でございます。また、学校施設等整備基金は校  
舎や屋内運動場など学校施設の新設、改良等に当てるための基金でございます。

なお、事務報告書の中でこれら九つの基金と二つの基金を小計で区分をいたしてお  
ります理由は、基金を大きく分けますと、特定の目的のために財産を維持し、資金を  
積み立てる基金と、定額の資金を運用するための基金に分類をされますことから、積  
立基金及び定額運用基金ごとの総計を表わすためでございます。

続きまして、市内循環バスについての羽村市、あきる野市の状況でございますが、  
羽村市につきましては運行開始が17年5月29日でございますことから、17年度  
の運行経費から運賃収入を差し引いた市負担額、赤字額は約10カ月分となりますが、  
約2700万円、18年度が約3200万円の市負担額となっておりまして、17年  
度分を平年度化して比較をいたしますと、17年度、18年度ほぼ同額でございます。

また、あきる野市の市負担額でございますが、17年度が約760万円、18年度  
が820万円でございますが、こちらは約60万円の増額となっております。

なお、そのほかの市の状況でございますが、調査をいたしました限りでは利用者数  
が劇的に増加するような状況になく、平年ベースで推移している状況でございます。

次に、狛江市の福祉バスについてでございますが、狛江市の福祉バス「みどり号」  
と呼ばれておりますが、この福祉バスは狛江市の五つの福祉施設、老人福祉センター  
や高齢者デイサービスセンターなどへの送迎を目的として運行しているとのことでご



ざいます。福祉施設の利用者を対象としておりまして、自宅近くの停止場所から駅までの利用といった場合は乗車できないとのことで、本市が検討しております交通弱者の方々の日常生活での移動手段としての福祉交通網とは違うものと、そのように考えております。

次に、福祉交通網の対象としての交通弱者をどうとらえるかということについてでございますが、現在考えておりますのは高齢者の方、障害のある方や妊産婦の方、また乳幼児のいる方などでございまして、どのような方法であれ、まずは試行実施をさせていただき、その結果を検証する中で、交通事故防止の面や環境面からの対象者の検討も行っていくこととなると、そのように考えております。また、福生全域を網羅していく福祉交通網としてのルートを検討してまいりたいと、そのように考えております。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、奥富議員さんの再質問に答弁させていただきます。

小・中学生の医療費の無料化の関係でございます。1点目の市長として国や東京都に対して、小・中学生の医療費の無料化を実施することについて従来要請はしてきているのか、あるいは今後要請の必要はというふうな御質問でございます。

まず、小・中学生の医療費の無料化につきましては、従来要請はいたしておりません。それから今後の関係でございますけれども、御案内のとおり10月1日から施行するというふうな形で、この一部助成をする関係になります。したがって、20年度以降、義務教育就学児医療費助成のその所得制限の撤廃、あるいは本人負担割合の引き下げ、それから補助率の引き上げ、こういったことを東京都の方、市長会を通じて要請をしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の都知事選の中での石原知事の医療費の無料化の発言でございますけれども、この辺については何らこちらに連絡等は入っていない状況でございます。

○生活環境部長（吉沢英治君） ごみ収集の関係でございますけれども、戸別対応の事例といたしましては、一つといたしましては、道路わきの敷地にごみを出すことができないため、話し合いによりまして窓から下に出していただき、収集を行っている事例がございます。

それから、1回目の収集時間に出すことが間に合わないということでございまして、収集業者が2回目の収集時に収集する事例もございます。団地の方で可燃、不燃は隣の方に出していただいておりますけれども、資源までは頼めないとのことでございまして、NPOを紹介し、収集している事例等もございます。

今後でございますけれども、ごみ出しが困難である方につきましては、現地を確認し、戸別に親切に対応してまいりたいと、引き続き対応してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○11番（奥富喜一君） それでは、3回目の質問をさせていただきます。

若干食い込むかと思いますが、すみませんが、お願いいたします。

まず1点目、お年寄りの生活支援手当を支給することについてです。市長からお答

えをいただきました。生活保護という制度があるということも出されておりますが、しかし、今、国は生活保護を十分に受けられるような、そういった指導をしておりません。本来該当するような方を、通帳の残があるという形で帰し、またその同じ人が通帳の残がなくなってくると、手元に現金残が4万円以上あるとか、いわゆる難くせのような形での対応、本来の権利はどこまで可能なのか、それについてどのように実施していくことができるのか、そういったことをしっかりと説明して受理する、これが本来であります。

練馬区等ではこういった「あなたにはこのような権利が補償されている」という簡単なマニュアルが渡され、そしてその中で本人が考えるという形をとっています。こういったところまできめ細かく対応するならば、それは憲法25条の立場に立った対応といえ、それであるならばまたそこで考え方というのが出てくるかと思いますが、残念ながら福生市の対応も国の指導にほぼ従った形での対応ということで大変問題があります。まずこの点での改善をぜひ実施をしていただきたい、このようにまず要望をしたいと思います。

そしてその上で、この日本は「大変だ、大変だ」と言っていますが、世界で第2位の生産力がある。世界で第2位でありながら、世界の中心国であるような国で、30位とか50位であるような国々の施策と比べて劣るというようなことでは、それは行政の対応の仕方に非常に問題があると言わざるを得ません。こういった点での、国の行政ですので、ここで述べてもしようがないことではありますが、そこに大きな基本的な問題があるということを指摘しておきたいと思います。

そこでさらに、お年寄りの傷み押し付けはさらに続きます。2006年に初めて住民税の課税になった方の多くは3年間の経過措置の対象になっています。この方たちは本来課税される額の3分の1だけが課税されている関係上2007年は3分の2、2008年で全額と3年間にわたって増税が続いたと感じられることでしょう。

さらに、介護保険料も同じような措置が適用されていますので、こちらも3年間連続負担増というイメージです。

国保料は以前から住民税課税だった方も含めて3年間の経過措置が適用されていますので、これはそれ以外の従来住民税を納めた方も増税感が3年間続くという形になります。

公営住宅家賃などもこれに伴って増税の影響が広がっていく関係から、まだ上がっていない人も段階的に引き上がっていく可能性があります。

後期高齢者の場合は、後期高齢者医療制度の仕組みが介護保険と同じような仕組みのため、保険料が当面月6200円でも、毎年75歳以上の高齢者比率の増加に伴い、医療費の拡大に伴い、じりじりと負担が拡大する仕組みになっています。これに混合医療導入の強化で、相当の資産家以外は高度医療からは見放されることになっています。

そして、これに追い討ちをかけるように、参議院選挙を終えたら消費税を8%や10%に増額する計画が待っているわけです。

ここで一つだけ質問をさせていただきます。後期高齢者医療制度は広域連合によって運営されると聞いておりますが、どのような議会構成等で運営されようとしているのでしょうか。1点お聞きしたいと思います。

2項目目は、小・中学生の医療費を無料化にすることについてです。福生市は95.9%ということで、本当に10%近い落ち込み、経済の硬直化といえますか、財政運営が非常に困っているということはよくわかります。羽村市も91.3%ということで、かつての状況からいくと大変な運営の悪化が感じられます。

こうした中で、小・中学生の医療費の無料化を国に対して今まで行ってこなかったということですが、市の財政を少しでも補完する、また市民に対してはこういった憲法の考え方である小・中学生の医療費を義務教育の期間無料化するという志向に立つならば、従来も国に対して早くやれというふうに要請をしていくべきだったと思いますので、ぜひこれは無料化を国に上げていく、これは市の財政の持ち出しを少しでも少なくする、そして市民に対しては憲法を精神を生かしていくということにつながりますから、ぜひやってほしい、この点についてどのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

23区での小・中学生の医療費の無料化の取り組みはこの1年間で飛躍的に前進しました。最後まで残っていた千代田区が2007年度予算に中学3年まで通院費、入院費とも助成を盛り込んだことで、23区のすべての自治体が小学生以上を対象に医療費助成を実施することになったと聞いております。22区が中学生までを助成対象とし、19区が中学校3年生まで入院費とともに通院費も助成することになるそうです。

市町村では大きく差がつき、就学前の乳幼児の医療費助成における所得制限を撤廃することがまだ一つの課題となっています。昭島市、武蔵村山市がことし4月から就学前の所得制限をなくすことを決めております。国分寺市、八王子市、西東京市、東大和市、清瀬市、小金井市、稲城市は新年度予算案の中に、新年度中に就学前の所得制限を撤廃することを盛り込んでいると聞いております。したがって、26市中17市まで広がったことになります。小・中学生までの医療費無料化に取り組んでいる市町村の状況についてお聞かせさせていただきたいと、これを2点目としたいと思います。

東京都が10月から実施するのは3分の1の補助であり、所得制限付きですが、府中市が独自に所得制限撤廃を既に決めております。この点でぜひこういった要素も含めてお聞かせいただければと思います。

3項目目、市内循環バスの早期運行について、「はむらん」(羽村市)、そして「るのバス」(あきる野市)ともに赤字財政に苦しんでおられるという状況をお聞きいたしました。しかし、あわせて利用者は増加傾向にあるということですので、やはり需要は大変あると思います。ですから、これは運営をどのように工夫していくかが大事なのだというふうに認識いたします。

そこで、狛江市の交通の取り組みの問題で福祉バスということで紹介、「みどり号」

ということですが、これは純粋な福祉バスであって、当市が考えている福祉バスと名称は同じですが、考え方は違うかということが今のお答えの中で推察されるところです。高齢者、障害者、妊婦、乳幼児というところまでいっておりますが、私はせめて、本来は義務教育以下でいいと思うのですが、せめて小学校の生徒までは対象にして含めて実行した方が市民から大きく期待が高まるのではないかと思います。その点についてのお答えをいただくということでお願いしたいと思います。

あとは2回目のときに要望等でしておりますので、以上で終わります。

○議長（原島貞夫君） 午後1時まで休憩いたします。

午後0時3分 休憩

~~~~~

午後1時 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（石川弘君） 東京都後期高齢者広域連合の議会構成はどうなっているのかという御質問でございますが、高齢者の医療の確保に関する法律により東京都の26市、23区、13町村全体の62市区町村による東京都後期高齢者医療広域連合が平成19年度3月1日に設立したところでございます。

設立に当たりまして、区市町村長の代表による設立準備委員会が発足し、いろいろと協議された中で、議員定数についても協議されました。市区町村からそれぞれ意見が出され、市側の意見といたしましては、市区町村の意見を反映するには全市区町村から1名ずつの62名を主張したようですが、ほかにもいろいろな意見が出された中で、最終的に準備委員会の正副会長に委ねられ、62団体の半数の31名となったところでございます。

31名の割り振りでございますが、まず31名を団体数と高齢者数から15名と16名に分け、15名から町村で2名を確保し、残りの13名を、区と市の49の団体数を割合で出しますと、23区が47%、26市が53%で、したがって、区が13名の47%でございますので6名、市が53%で7名となり、残りの16名を区と市の高齢者数の按分で区が11名、市が5名となりまして、全体では区が17名、市が12名、町村が2名となった議会構成となったところでございます。

なお、任期は2年となっておりますので、市は12名のことから、市制施行順でいくと福生市は2年後に広域連合議会議員を選出していただくことになってまいります。

また、区市町村の意見を反映ということから、広域連合の中に区市町村長による協議会が設置され、広域連合の運営等について協議する組織が組織されており、さらには下部組織として協議会、幹事会も組織される予定でございます。

○子ども家庭部長（町田正春君） それでは、医療費の無料化の関係でございます。国への要望の考えというふうなことでございますけれども、現在実施しております乳幼児医療費の助成制度につきましては、これはやはり国の方に制度の確立を図るよう要望しておるところでございます。これは全国市長会を通じまして要望しております。

したがって、小・中学生の医療費の無料化というふうなことでございますけれ

ども、基本的に全国どこでも同じ医療給付が受けられるというふうなことが私は望ましいというふうに感じております。したがって、今後は同様の形で国の方に要望していきたいというふうに考えております。

それから、他市の状況というふうなことでございます。5月31日現在での予定というふうなことで御理解いただきたいと思いますけれども、26市全市がこの小・中学生の医療費につきましては自己負担額の1割を助成しているというふうなことで聞いております。ただ、そのうち3市が、先ほど奥富議員さんからちょっとお話がございましたけれども、所得制限を撤廃するというふうなことで、その3市は武蔵野市、府中市、それから羽村市でございます。

○企画財政部長（野崎隆晴君） 続きまして、福祉交通網の対象者についてでございますが、総体のお話といたしまして、この対象者、交通弱者の方に限定されることになってくると思われませんが、この交通弱者対象者を幅広くとらえて検討してまいりたいと、そのように考えておまして、今後さまざまな形で議会とも御相談をさせていただき対応してまいりたいと、そのように考えております。

○11番（奥富喜一君） それでは、4回目ですので、要望だけとなります。

まず1点目、お年寄りに生活支援手当を支給することについてです。お答えいただきました。後期高齢者の広域連合の議会、62市区町村で議員が31名、議会、地方自治体が62あるのですから、1自治体で1議員は当然であると思います。これはとんでもない議会破壊、民主主義の破壊行為といえます。断固自治体で1議員出せるよう強く主張していただくよう要望いたします。

また、市長にはくれぐれも高齢者の窮状をくみ取り、お年寄りに生活支援手当を支給することについて再検討くださるよう御要望させていただきます。

2項目目、小・中学生の医療費を無料化にすることについて、国に対する要望については、乳幼児医療費の要望を従来からやっていたものも当然続けていくということと、小・中学校生の無料化についても今後は要望していきたいということで、ぜひその点強めてやってほしいと思います。

そして、あわせてやはり当市でも単独でも実施する、こういった方向での検討もしていただきますよう要望しておきたいと思います。

3項目目、市内循環バスの早期の運行について、交通弱者という点、幅広くとらえて実施してくださるというお答えです。エレベーターの未設置の駅がまだ存在し、そして早くとも5年間はかかるというような状況のある中、そういったものも考慮に入れる、また公共機関を結ぶ、こういったこともあわせて考慮に入れて、1日も早く実施にこぎつけてくださるよう要望しておきたいと思います。

5項目目の安否確認も兼ねた市職員のごみ収集、これから高齢化の進展とともに需要もふえることと思いますので、実施に向けた研究と、当面の戸別案件ではぜひ、私が1回やっていただいたような素早い対応を今後とも続けていただきたいと思います。この点要望いたしまして、私からの一般質問を終わりとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（原島貞夫君） 以上で一般質問を終わります。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第2、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

専決処分をさせていただきましたのは、平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございまして、平成18年度福生市国民健康保険特別会計の決算を迎えるに当たり、歳入歳出差引額に不足が見込まれることから、地方自治法施行令第166条の2の規定によりまして、平成19年度福生市国民健康保険特別会計より繰り上げて平成18年度の不足額に充用させていただいたものでございます。

したがって、地方自治法第179条第1項の規定によりまして議会を招集するいとまがございましたので、同条第3項の規定によりここに御報告申し上げ、御承認賜りたくお願いを申し上げます。

今回専決処分をさせていただきました内容でございますが、お手元に本会議資料として決算見込みを御配付いたしましたので、先にこれにより説明をさせていただきます。

平成18年度の最終の歳入歳出予算額は55億6724万8000円でございますが、平成19年5月18日現在での見込み額を算定いたしましたところ、実質収入済額では54億4337万1800円を見込み、歳入予算額との比較では1億2387万6200円、約2.2%の減、支出済額では55億1937万4110円を見込み、歳出予算額からは4787万3890円の執行残となりますが、実質収入済額54億4337万1800円から支出済額55億1937万4110円を差し引きいたしますと、7600万2310円の歳入不足が生じたところでございまして、この額が赤字となり、繰上充用金として19年度会計から補てんいたしたところでございます。

なお、5月18日以降出納閉鎖の5月31日までの間に訪問等を行い徴収できた保険税は765万9364円でございますので、最終的な実質繰上充用額は6834万2946円となりますので、今後の補正予算において清算をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、歳入歳出の款別の状況でございますが、第1款の国民健康保険税の収入済額は、予算対比では2億5470万円の減となっておりますが、これは歳出10款において平成17年度会計繰上充用金の財源として国保税で財源を見出し、繰り出したことから、予算額との差が大きくなっております。

また、18年度は国保税の収入済額での前年度との比較では7720万円ほど増額になっている状況でございますが、出納閉鎖までの間の収入を見込みますと8470

万円の税が伸びている状況でございます。

次に、第3款の療養給付費等交付金につきましては、歳出の保険給付費の伸びにより前年度比較1億7900万円ほど伸びております。

第4款の都支出金においては、調整交付金との伸びがございまして、歳入されている状況でございます。

第6款の繰入金の8億5881万2000円につきましては、このうち軽減措置、あるいは出産一時金などの法定繰り入れを差し引いたいわゆる財源補てんでのその他繰入金は7億827万6000円となっております。

次に、歳出でございますが、第2款の保険給付費の支出済額の36億290万円を前年度と比較いたしますと、約2億9970万円ほど大幅な伸びとなっておりますが、月平均では約2940万円の伸びとなっている大変な医療費の伸びでございます。この医療費につきましては、毎年右肩上がりで上昇している状況でございます。

第10款の前年度繰上充用金は、18年度から17年度会計へ2億433万9000円で行ったので、19年度から18年度へは7600万2310円でございますので、約1億3599万円ほど減っておりますので、今後も改善の方向で努力していきたいと考えておりますが、本来は独立した会計ですので、財源補てんでの繰入金に頼らないことが理想的でございます。

この繰上充用は出納整理期間中に行われなければならないところでございますが、平成18年度の主な歳出である医療費が4月20日に支払済となり、この支出済額が確定いたしましたところでございます。

また、歳入の保険税につきましては、出納整理期間中の5月31日まで収納されますが、事務処理や補正予算書の作成等でございますことから、平成19年5月25日の専決処分とさせていただきます。

そこで、このような歳出に歳入が不足する原因等でございますが、前後いたしますが、主な歳出では医療費である保険給付費の大幅な増加、また老人医療制度から国民健康保険への移行、また18年度はインフルエンザ、あるいはノロウイルス等、さらにはことしに入りましてはしかが流行しておりますが、これら突発性疾患等による医療費の増加の要因がございました。

歳入では国保加入者の高齢化、長い間続いた景気低迷による低所得者層の増加、団塊世代の退職による所得の落ち込み等による国民健康保険税への影響が続いている状況と考えております。

また、保険税につきましては、税率改正等を行っておりますが、収納状況の低迷等が主な要因ではないかというふうに考えております。

このような状況となっておりますことから、地方自治体の会計は赤字決算を行うことができないため、地方自治法施行令の規定では会計年度経過後に至って歳入が歳出に不足するときは、翌年度の歳入を繰り上げてこれに当てることができ、この場合においてはそのために必要な額を翌年度の歳入歳出予算に編入しなければならないと規定されておりますことから、平成18年度の不足額を平成19年度福生市国民健康保

険特別会計補正予算（第1号）として専決処分をさせていただいたところでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございますが、第1条で規定の予算額に歳入歳出それぞれ7600万3000円を追加し、歳入歳出予算総額を56億6958万8000円と定めようとするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、第1款第1項国民健康保険税につきましては、7600万3000円の追加をお願いするものでございます。これは歳出において前年度繰上充用金として18年度会計へ支出した財源でございますして、国保税により財源の確保を行ったものでございます。

以上、歳入合計といたしまして7600万3000円を追加し、歳入総額を56億6958万8000円といたそうとするものでございます。

次に、3ページをお開き願います。

歳出でございますが、第10款前年度繰上充用金の科目を新たに設け、7600万3000円を追加させていただき、18年度会計に充用したもので、歳出総額を56億6958万8000円といたそうとするものでございます。

以上、報告第3号の平成19年5月25日をもって専決処分をさせていただきました平成19年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、原案のとおり御承認くださいますようお願い申し上げまして報告とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○14番（青海俊伯君） 専決処分ということなので、何点か確認をさせていただきますが、決算見込みをいただきました中で、やはり医療費がかなり上がってきていることもあるわけですが、18年度のこの決算見込みが出た時点でも、その前でも結構なのですが、現状の福生市の国民健康保険の加入者と、被用者の割合はどれぐらいになっていますか。人数、あるいは世帯、わかりやすい方で結構でございますので、まずそれをお聞きしたいのが1点と、この補正予算（第1号）の中の11ページ目に、ちょうど前年度繰上充用金の7600万円の内訳として現年度の保険税と滞納繰越分と、5000万円、2500万円とかあるわけですが、全体の国民健康保険加入者の総数の中で、金額の過多にかかわりませんけれども、滞納繰越をせざるを得なくなっている人たちの人数割合というのは大体何割ぐらいいらっしゃるのか、わかりましたお願いをしたいと、このように思います。

○市民部長（石川弘君） 国保加入者の状況でございますが、18年度でございます。世帯数では1万4190世帯、被保険者数でございますが、2万4561名となって



おります。

それから、国保税の加入世帯に対する滞納世帯の割合ということでございますが、3月で締めたところでは約21.3%というようになっております。

○14番（青海俊伯君） ありがとうございます。世帯で1万4190世帯でいいのかな。人数で2万4561名という形で、冒頭の19年度の予算の折りにもあったわけですが、景気低迷の折りでもあって、国保加入者がだんだんふえてきているということもあるようですが、この滞納繰越分の21.3%ぐらいの方が3月締めで、金額の多い、少ないは別としても対象になっているということですが、これは前年と比べてはどんな形になっているのですか。滞納繰越の対象者の割合はふえているのだから、減っているのだから、同じぐらいなのか、傾向値だけでもわかりますか。

というのは、今もお話のように、収納率の問題も大きな問題ではありますけれども、医療費が増加してくる、そしてますますまだ先が見えないという形で、国保の加入者がふえてくる。そうした中で、今回のような突発性のものが出てくるというマイナス要因ばかりなものですから、そこをどこかで改善していかなければいけない。また「健康ふっさ21」にもあるように、元気な市民をつくっていかなければいけないというところから見ると、現状のマイナス要因の分析というのもとても大事かと思いますが、この決算見込みの段階でどんな数字が出てくるかわかりましたらで結構でございます。お願いいたします。

○市民部長（石川弘君） 滞納者はふえているかというような状況でございますが、やはり長い間続いてきた景気低迷の影響というのはまだあるようでございまして、やはり若干滞納者はふえているというような状況でございます。

○20番（小野沢久君） 前年が2億400万円、今回が7600万円、そういう面では数字的に少なくはなってきた、これだけ見るとね。

実際に5月31日現在で収納率はもうわかってきていると思うのですが、どの程度になっていきますか。前年と比べて改善されたのかどうか、そこだけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○市民部長（石川弘君） 収納率でございますが、国保全体では69.9%、前年度より0.4ポイント伸びております。その内訳でございますが、現年度分では87.5%、2.3ポイント伸びております。逆に滞納分につきましては19.7%、前年度比較3.3%落ちておりますが、18年度につきましては現年を重視いたしましたところから、滞納が少し落ちてしまったというようなことでございますが、しかしながら、滞納分につきましても着手していく予定でございます。

○15番（大野聡君） 今、2人から質問がありましたけれども、参考にまた教えていただきたいのですが、たしか今回繰上充用3年目ということで、18年度の、17年度の当たりということになるのですかね、2億400万円ほどの充用をしているわけですが、これも前回、昨年の同時期にたしか国保税で補正をしたという形になっていると思うのですが、歳入の方は。

ちなみに、今、現年が69.9%の収納率アップということだったのですが、

ちなみに、現年、滞繰を含めてで結構ですが、総調定額、割り返せばいいのですけれども、調定額をわかれば教えていただきたいと思います。

○市民部長（石川弘君） 最終的な調定済額でございますが、22億6609万987円でございます。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第3号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、報告第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより報告第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 次に、日程第3、議案第38号、福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（選挙管理委員会事務局長 榎戸宏君登壇）

○選挙管理委員会事務局長（榎戸宏君） 御指名をいただきましたので、議案第38号、福生市議会議員及び福生市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

例規集は116ページでございます。

提案理由でございますが、公職選挙法の一部改正に伴いまして、地方公共団体の長の選挙におきまして、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動用のビラ、いわゆるローカルマニフェストの頒布をすることができるようになりました。

指定都市以外の市長の選挙の場合は、候補者1人について当該選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ、1万6000枚までが頒布できることになっております。

当該選挙運動用ビラの作成の印刷費用につきましては、条例で公費負担することができるとなっております。選挙公平の観点から、選挙運動用ビラの印刷費用を候補者にかわり公費で負担できるよう条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正の内容につきまして説明申し上げます。

第1条の改正は、当該選挙運動用ビラが公費負担できる根拠条文と、ビラの公費負担が市長の選挙に限る旨を規定しようとするものです。

次に、第9条を第12条に3条ずらし、第8条中に引用している条文「第6条後段」を3条ずらす関係で「第9条後段」に改め、同条を第11条としようとするものです。

第7条を第10条とし、第6条中に引用している条文「第8条」を「第11条」に改め、同条を第9条としようとするものです。

第5条の次に新たに3条を加えて、第6条では前段で、福生市長の選挙に限り、ビラを第8条で定める作成単価にビラの作成枚数を乗じた金額の範囲内で公費負担できる旨の規定を、後段では、第2条ただし書きを準用して、得票数が供託金の没収点以下の場合、公費負担しない旨を規定しています。

第7条では、公費負担の適用を受けようとする候補者は、ビラを作成する業者と有償契約を結び、選挙管理委員会に届け出なければならない旨を規定しています。

第8条では、公費負担の額及び支払い手続きを規定して、第7条で選挙管理委員会にビラの作成の届け出をした候補者がビラを作成する業者に支払うべき金額のうち、1枚当たりの作成単価7円30銭を限度に、作成枚数1万6000枚までの範囲内の枚数を乗じた額、最高で1候補者当たり11万6800円を福生市が候補者にかわりビラの作成業者の請求に基づき支払う旨を規定しています。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたそうとするものでございます。

なお、選挙運用ビラの大きさは、A4版両面刷りまでで、ビラの表面に頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載することになっております。

ビラの頒布の方法は、新聞折り込み、選挙事務所内、演説会場内及び街頭演説の場所での頒布に限られておりまして、頒布の際には選挙管理委員会発行の証紙をビラに貼付することとなっております。

ビラ1枚当たりの作成単価7円30銭は、衆議院議員選挙の小選挙区選挙候補者が頒布できる選挙運動用ビラ1枚当たりの公費負担額単価7円30銭と同額となっております。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第4、議案第39号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(市民部長 石川弘君登壇)

○市民部長(石川弘君) 御指名をいただきましたので、議案第39号、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその改正内容の御説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、国では郵政民営化時期を当初案から半年繰り下げて平成19年10月1日に民営化を行い、郵便局株式会社法等による窓口ネットワーク会社、郵便事業会社、郵便預金会社及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構の4事業会社を予定されるということでございます。

これらに先立ちまして、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布されており、さまざまな関連法案の中で、地方税法においても一部改正されたことに伴いまして、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして提案させていただきます。

それでは、本条例の改正内容につきまして御説明申し上げますが、お手元に御配付の本会議資料新旧対照表を御参照いただきたいと思います。新旧対照表は、左側が改正案、右側が現行となっております。

例規集は1046ページから1050ページにかけてでございますが、本条例につきましては先般の5月17日の福生市議会臨時会において、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分をさせていただきましたが、この専決処分の改正を踏まえまして、現行の例規集が改定された前提での改正となりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

第2条の納税義務者第2項中でございますが、地方税法349条の中で新たに民営化に伴う郵政関連会社等に対する納税義務者の規定の改正によりそれぞれ各項に項ずれ等が生じておりますので、条文整備を行うものでございます。

第38項の追加により、改正前「第36項又は第37項」を改正後「又は第36項から第38項」に条文整備させていただくものでございます。

次に、法附則第16項でございますが、例規集では1050ページでございます。法附則第16項の改正は、法附則第15条に加えられた郵政民営化法によるそれぞれの関連会社の中で、郵政持株会社等に対する固定資産税、または都市計画税の課税標準の特例で、地方税法第349条の2、または第702条第1項の規定にかかわらず、平成20年度から平成24年度までの各年度分の固定資産税、または都市計画税に限り当該固定資産にかかわる固定資産税、または都市計画税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とするに改正されたことから、改正前「第47項、第48項、第49項、第50項、第51項、第52項又は第55項」を改正後「第47項から第52項まで、第55項若しくは第57項」に改めるもので、第57項は郵便事業株式会社が所有する資産の課税の特例でございます。

次の「又は第37項」を「又は第36項から第38項までに」、「若しくは第37項」を「若しくは第36項から第38項まで」に条文整備をいたそうとするものでござい

ます。

なお、新たな第38項は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理機構が所有する資産に対する課税の特例が加わったものでございます。したがって、本条例の改正につきましては、郵政民営化に関連する地方税法の一部改正で生じた各項の条文整備となっているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

附則といたしまして、この条例は施行期日を平成19年10月1日といたそうとするものでございます。

以上、福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第5、議案第40号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第40号、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその改正内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、少子・高齢化が進展する中で、国民皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能な医療保険制度を構築すべく、国会では医療制度改革大綱に基づきましてさまざまな医療制度改革関連法案が可決成立し、医療保険等につきまして平成18年度から段階的に制度改正が施行されているところでございます。

このような中で、国民健康保険法の一部を改正する法律により、平成20年4月からは3歳未満の乳幼児を対象としていた窓口での一部負担金の軽減措置を就学前までに拡大することと、また70歳以上の方の医療機関での窓口での一部負担金の規定の改正をお願いいたそうとするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

例規集は1797ページでございます。

まず、保険給付のうち一部負担金第5条第1号中「3歳に達する日の属する月の翌月」を改正後「6歳に達する日の以後の最初の3月31日の翌日」に改めようとするもので、就学時から70歳未満の方については自己負担を3割といたそうとするものでございます。

次に、同条第2号中「3歳に達する日の属する月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日」改めようとするもので、就学前まで拡大し、自己負担を2割とするこ

とを明確に規定しようとするものでございます。

次の同条第3号は、負担率を「100分の10」を「100分の20」に改めるもので、70歳以上は2割負担となるものでございます。

附則といたしまして、第1項の施行期日を平成20年4月1日とするものでございます。

第2項の経過措置は、この条例による改正後の福生市国民健康保険条例の規定は、施行日以後に行われる医療に関する給付を受ける場合について適用し、施行日前に行われた医療に関する給付を受ける場合については、なお従前の例によるものでございます。

以上、福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第6、議案第41号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第41号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその改正内容につきまして御説明申し上げます。

本条例につきましては、昨年12月定例会におきまして介護納付金課税額にかかわる課税限度額を8万円から9万円に並びに所得割額の税率を0.9%から1%に、均等割額を7000円から9200円に基本部分の改正をお願い申し上げましたが、今回追加して低所得者に対する減額の規定及び条文整備をさせていただくところでございますが、本来は昨年の改正時に同時に改正しなければならなかったところでございますが、大変申しわけなく、おわび申し上げます。

なお、国保税につきましては賦課決定し、納税通知書の発送は8月となっておりますので、軽減対象者等の皆様には不利益はないところでございますので、大変恐縮ではございますが、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、改正の内容につきまして御説明申し上げます。

例規集は1806ページから1807ページにかけてでございます。

お手元に御配付の新旧対照表を御参照いただきます。

第14条国民健康保険税の減額規定でございますが、アンダーラインの部分が改正

箇所でございます。第1項の当該課税限度額「8万円」を「9万円」に改正させていただくものでございます。

次に、同条第1号のウのうち介護分の均等割額の6割軽減額の現行「4200円」を、均等割額が9200円となったことから、この6割となることから「5520円」に改正し、同条第2号ウのうち4割軽減額現行「2800円」を、9200円の4割となることから「3680円」に改正させていただくものでございます。

附則といたしまして、第1項はこの条例は公布の日から施行するもので、第2項は経過措置で、この条例による改正後の福生市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。

以上、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○14番（青海俊伯君） 委員外議員なものですから、ここで1点だけ確認をさせていただきますが、今回の改正でいわゆる6割と4割の部分のところが4200円から5520円、4割の方が2800円から3680円となりますが、それぞれ4割、6割減免されている方の人数、影響額というか、影響額はここに出ていますから、人数はどれぐらいの方が対象になっていますか。お願いできたら、よろしくお願いします。

○市民部長（石川弘君） 対象者でございますが、まず6割の方が1263名、それから4割の方が283名となっております。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第7、議案第42号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第42号、福生市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

例規集は2005ページでございます。

本条例の提案理由でございますが、第1市営住宅及び第5市営住宅は移転等により各1棟が返還され、除去したことに伴い、管理戸数を変更するため条例を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明させていただきます。

別表第1の改正でございまして、例規集は2019ページになります。別表第1、第1市営住宅の項、戸数の欄中「11戸」を「10戸」に改め、恐れ入りますが、例規集は次のページの2020ページをお開きください。同じく別表第1でございまして、第5市営住宅の項、戸数の欄、「5戸」を「4戸」へ改めようとするものでございます。

なお、改正後の木造の市営住宅は38戸となります。

最後に附則でございしますが、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、総務文教委員会に付託いたします。

2時5分まで休憩いたします。

午後1時54分 休憩

~~~~~

午後2時5分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8、議案第43号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（企画財政部長 野崎隆晴君登壇）

○企画財政部長（野崎隆晴君） 御指名をいただきまして、議案第43号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びにその内容について説明申し上げます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、歳入歳出それぞれに関連したものとして、東福生駅西口自転車用スロープでの転倒事故に対する賠償金、それに日の出町住民との交流事業でございまして「三多摩は一つなり交流事業」及び教育指導費の調査研究費等にかかる歳入歳出予算の追加並びに歳出予算では東京都市収益事業組合負担金及び拝島駅自由通路等管理負担金の追加などでございます。

それでは、補正予算書に基づきましてその内容を説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算書の1ページをお開きを願いたいと存じます。

まず、総則でございしますが、第1条で既決予算に歳入歳出それぞれに1006万5000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を225億9306万5000円と定めようとするものでございます。



また、第2項におきましては、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によることといたしております。

それでは、内容でございますが、恐れ入りますが、次の2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきまして説明申し上げます。

まず、歳入についてでございますが、第15款都支出金は68万円の追加でございます。主な内容といたしましては、不登校対策にいじめや暴力行為等問題行動対策が加わったことに伴うスクーリングサポートネットワーク整備事業委託金の追加並びに小学校5年生、6年生の理科の授業に際し観察、実験等の補助を行うための支援員を配置することに伴う理科支援員配置事業委託金の追加でございます。委託金はいずれも歳出事業経費の100%相当額でございます。

次の第18款の繰入金782万7000円の追加は、老人保健医療特別会計繰入金でございます。平成18年度の医療費の確定に伴う市負担分の清算返還金でございます。

次に、第20款の諸収入の155万8000円の追加につきましては、自動車事故等損害保険金並びに三多摩は一つなり交流事業補助金の追加で、この二つの事業も歳入歳出イコールの事業でございます。

自動車事故等損害保険金は、昨年12月に東福生駅西口自転車用移動用スロープ上での転倒事故で、市民が右手首を骨折したことに対する損害賠償保険金収入でございます。

三多摩は一つなり交流事業補助金は、東京たま広域資源循環組合からの補助金で、本年11月に日の出町住民の皆さん45名を市民会館主催事業「コロッケ公演」に招待いたそうとする経費への補助金でございます。

以上が歳入の補正内容でございます。

続きまして、3ページの歳出につきまして説明を申し上げます。

第2款総務費は1644万9000円の追加でございます。このうち第1項総務管理費は1676万円の追加でございます。内訳といたしまして、先ほど歳入のところで説明を申し上げましたが、自転車事故等損害保険金による東福生駅西口自転車移動用スロープ上での転倒事故による損害賠償金の追加、それと東京都市収益事業組合負担金の追加でございます。

東京都市収益事業組合負担金につきましては、平成19年度の組合運営に対する負担金で、18年度をもって競輪事業を撤退するに当たり、その清算事務を行うための経費を構成市8団体で暫定措置として8分の1ずつ均等に負担いたそうとするものでございまして、組合運営経費の内訳は、人件費等の運営事務費ほか「サテライト水戸」の投票機器撤去費等でございます。

次に、第4款衛生費につきましては、これも歳入で説明いたしましたが、補助金による三多摩は一つなり交流事業費28万6000円の追加でございます。

続きまして、第8款土木費は308万5000円の追加でございます。これは8月からの拝島駅自由通路の暫定使用に伴い維持管理費が必要となることによる拝島駅自由通路等管理費負担金の追加でございます。昭島市との負担割合は7対3で、維持管理に必要な清掃委託料、上下水道料等の経費から広告収入見込額を差し引いた額の3割相当分でございます。

次に、第10款教育費の99万1000円の追加は、これも先ほど歳入のところで説明申し上げました東京都からの委託金によるスクリーニングサポートネットワーク整備事業調査委託費と、理科支援員配置事業費の追加でございます。

次の第13款予備費につきましては、財源調整による1074万6000円の減額でございます。

一般会計の補正内容は以上でございます。補正額の合計1006万5000円の追加によりまして総額225億9306万5000円といたそうとするものでございます。

以上、議案第43号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、総務文教、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第9、議案第44号、平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（市民部長 石川弘君登壇）

○市民部長（石川弘君） 御指名をいただきましたので、議案第44号、平成19年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、平成18年度分の老人医療費の確定に伴いまして、歳入では国庫支出金、繰越金の追加、歳出では諸支出金の償還金及び一般会計への繰出金の追加をいたしまして、それぞれ既に受け入れをしております収入額及び医療費の確定によります実績額との過不足の清算を行うため補正予算をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の27ページをお開き願います。

総則でございますが、第1条第1項では歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3594万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5476万6000円と定め、第2項では補正後の歳入歳出の区分及び金額は第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、予算書の28ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳入でございますが、第1款第1項支払基金交付金の2000円の減額は、当初予算において医療費交付金及び審査支払手数料交付金の過年度清算分として科目存置しておりましたので、これらを減額いたそうとするものでございます。

次に、第2款国庫支出金第1項国庫負担金1720万4000円の追加は、過年度分の医療費負担金の清算分でございます。

次に、第3款都支出金第1項都負担金は、医療費負担金清算分として過年度分の科目存置1000円を減額させていただくものでございます。

次に、第5款第1項繰越金1873万9000円の追加は、18年度会計における歳入歳出決算額の差し引きによる前年度繰越金でございます。

以上、歳入合計といたしまして3594万円を追加いたしまして、歳入予算総額を30億5476万6000円といたそうとするものでございます。

次に、29ページをお開き願います。

歳出につきまして御説明申し上げます。

第2款諸支出金第1項償還金及び還付金は、2811万7000円の追加は、平成18年度分の医療費の確定に伴う国庫支出金清算返還金1000円の科目存置の減額、都支出金及び支払基金での清算返還金として2793万8000円の追加でございます。

第2項他会計繰出金では782万7000円の追加は、18年度中における一般会計からの繰入金の清算に伴う返還を行うものでございます。

次の第3款第1項予備費4000円の減額は、各科目等の増減額に伴う財源調整などでございます。

以上、歳出合計といたしまして3594万円を追加いたしまして、歳出予算総額を30億5476万6000円といたそうとするものでございます。

以上でございますが、御審議賜りまして、原案のとおり御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第10、議案第45号、平成19年度福生市下水道事業

会計補正予算（第１号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第４５号、平成１９年度福生市下水道事業会計補正予算（第１号）につきまして、提案理由並びにその内容につきまして御説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入では高金利対策による公営企業借換債の追加、また歳出におきましては公債費で公営企業借換債に伴います元金償還費の追加等をお願いしようとするものでございます。また、あわせまして地方債の追加をお願いしようとするものでございます。

それでは、補正予算書の内容について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書の４７ページをお開きいただきたいと思います。

まず、総則でございますが、第１条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億２８０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０億７５４３万円と定めようとするものでございます。

次に、第２項におきましては歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によることといたしております。

第２条の地方債の補正につきましては、後ほど第２表地方債の補正のところで御説明させていただきます。

恐れ入りますが、４８ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、第８款市債第１項市債は２億２８０万円の追加で、平成１８年度に続き平成１９年度地方債計画においても臨時特例措置として利率７．０％以上の公営企業金融公庫資金にかかる一定の公営企業債について、高金利対策として公営企業借換債が発行できることとなりました。

しかし、昨年度は起債同意予定額の通知があった後に補正をお願いいたしましたが、今年度は借換時期が７月末から８月末であり、東京都からの公営企業借換債にかかる起債同意予定額もまだ通知がきておりませんことから、借換要件等の条件に合う総額を補正させていただいております。

なお、起債同意額などは確定いたしましたら再度補正予算をお願いしたいと考えておるところでございます。

以上、歳入の補正額は２億２８０万円の追加で、歳入総額は２０億７５４３万円といたそうとするものでございます。

次に、４９ページの歳出でございますが、第３款公債費第１項公債費は２億２９１万４０００円の追加でございます。内容につきましては、先ほど歳入の市債のところで説明いたしました公営企業借換債に伴う元金で、公共下水道事業債と流域下水道事業債の元年償還費の追加をいたそうとするものでございます。

なお、公営企業債借換に伴います利子等の清算につきましては、借換時期、借入利

率等現段階では未確定でございますので、確定いたしましたら補正予算をお願いいたそうとするものでございます。

次に、第4款予備費は11万4000円の減額で、財源調整によるものでございます。

以上、歳出の補正額は2億280万円の追加で、歳出総額は20億7543万円といたそうとするものでございます。

恐れ入りますが、50ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の地方債の補正でございますが、公営企業借換債として限度額を2億280万円と定め、追加しようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

なお、この借りかえによる影響でございますが、この補正予算の御議決後、借りかえ申請をいたす予定でございますが、それを踏まえまして利率2.5%で推計いたしますと、今後6年間で1885万円の減額となり、平成19年度では470万円の減になると推計いたしておりますが、この推計値は今後起債同意予定額によっては額も変動いたしますことを御承知おきいただきたいと思います。

以上、議案第45号の説明とさせていただきます。

御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○20番（小野沢久君） 今の清水部長の説明で、7%以上のものの借りかえという説明だったと思うのですが、それがこの2億200万円なのですか。ほかにまだ7%以上というのはあるのですか。それとあるいは、これで7%が全部終わって、その次5%以上の起債というのはどのくらいありますか。わかるところで結構です。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 今回の借換債につきましては、要件がございまして、この要件を満たしているものにつきまして、公共下水道事業におきまして2件、それから流域下水道事業におきまして2件、これは残存年限等の要件がございまして、あと残りの7%以上のものにつきましては、公共下水道事業債で3件ございます。流域下水道事業債で同じく3件ございまして、7.20から7.40の間に位置されておりますのは公共下水道事業債で、流域下水道事業債につきましても7.20から7.40の間に含まれておりますが、残存年限等対象になっておりませんので、今回のところには入っていないということでございます。

○20番（小野沢久君） 7.2%とか7.4%、とてつもない、全く返したくても受け取ってくれないのだから始末が悪いよね。困ったものだわ。

それで、そうすると、今言った公共と流域で3件、3件でどのくらいの額になるの。額で、残っている額。

○議長（原島貞夫君） 暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

~~~~~

午後2時29分 開議

○議長（原島貞夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市建設部長（清水喜久夫君） 大変貴重な時間を失礼いたしました。

総体で先ほどの件数、合計いたしますと16億7073万円でございますが、それから2億280万円、今回返還の予定ですが、先ほど申し上げましたように、まだ東京都からの起債の同意予定額がきておりませんので、この額が借りられたとした場合、残りは14億6800万円ほどになるかと思います。

○20番（小野沢久君） わかりました。14億円の金利が7%を超して、幾らになるのかとてつもない金額なのだけれども、これは我が議会でどう頑張ってもどうなるものでもないのですけれども、そういうことできちんとある面では情報公開しなくてはいけない部分だと思うので、委員会の方で審議されると思いますので、それ相当のデータをつくって、わかりやすい審議ができるようにしていただければなと、私が委員ではないものですから、余計なことなのだけれども、お願いいたします。

○議長（原島貞夫君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第45号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第11、議案第46号、昭島市の公の施設の設置に関する協議についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明をお願いします。

（都市建設部長 清水喜久夫君登壇）

○都市建設部長（清水喜久夫君） 御指名をいただきましたので、議案第46号、昭島市の公の施設の設置に関する協議について説明させていただきます。

昨年の12月議会以来、大変御心配をおかけしておりましたが、一定の方向性が出ましたので、ここで説明をさせていただきます。

今回お諮りいたしますのは、拝島駅自由通路整備事業に伴い、拝島駅自由通路が昭島市と福生市の両市にまたがる施設であります。この施設を昭島市の公の施設として区域外設置することについて、地方自治法第244条の3第1項の規定に基づきまして昭島市から福生市に協議がございましたので、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

拝島駅自由通路は、平成21年2月に完成予定でございますが、平成19年8月にはJR、西武の橋上駅舎が完成し、自由通路につきましては一部未完成ながら暫定使用開始をするため、平成19年8月から自由通路の維持管理が必要になりますことから、自由通路の設置及び管理等について昭島市と協議を重ねてまいりました。

当初は、自由通路は両市にまたがる施設でありますことから、両市で共有の施設として設置しようとして協議してまいりましたが、総務省等との協議の中で、地方自治

法では公の施設の共有は想定していないということで、共有できないとの見解が出されまして、それぞれの市が個別設置するか、どちらかの市が設置するか協議してまいりました。

結果として、自由通路がそれぞれの市域に占める割合は昭島市分が全体の約96%を占めておりまして、福生市分は約4%でございますことから、福生市分の約4%を昭島市の施設として区域外設置をいたしまして、自由通路の維持管理につきまして昭島市にすべてお願いしていくということで両市での協議が整ったところでございます。

公の施設の名称でございますが、拝島駅自由通路でございます。設置場所は、昭島市の区域が昭島市松原町四丁目3840番地イー3ほかで、福生市の区域は福生市大字熊川字武蔵野1697番2のほかでございます。

別紙資料に自由通路の昭島市と福生市との行政界の位置関係の図面を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

設置の目的でございますが、歩行者の安全確保と利便性の向上を図り、地域間の交流の促進と地域社会の活性化に資するために設置をいたそうとするものでございます。

経費の負担でございますが、自由通路の維持管理に要する経費は両市で負担いたしますが、負担割合につきましては固定資産税の課税割合を考慮し、橋上駅舎が両市の市域に設置される面積割合を基本として、昭島市が7割負担、福生市が3割負担とさせていただきますと考えております。

この維持管理費の経費につきましては、先ほど御審議いただきました本定例会の議案第43号、平成19年度福生市一般会計補正予算（第1号）に上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、維持管理にかかわる事務費の負担割合については、両市でまだ協議中でございます。大変申しわけございません。

また、熊川・松原線歩道橋改良事業促進協議会が先月の5月25日に開催されまして、ただいま説明いたしました内容につきまして御協議をいただいて、御確認をいただいたことをここで御報告させていただきます。

以上でございますが、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、建設環境委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第12、議案第47号、損害賠償額の決定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（総務部長 田辺恒久君登壇）

○総務部長（田辺恒久君） 御指名をいただきましたので、議案第４７号、損害賠償額の決定につきまして、提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

提案理由でございますが、ＪＲ東福生駅西口歩道内自転車用スロープ上における転倒事故による損害を賠償するため、その賠償額の決定をお願いいたすものでございます。

内容でございますが、損害賠償の額は１２７万１５０２円でございます。損害賠償の相手方は、福生市大字福生９１２番地１メゾンエリゼ３０２号室にお住まいの金蓮子さんでございます。

事故の概要でございますが、平成１８年１１月２５日午前６時ごろ、金さんは福生市武蔵野台一丁目１番地ＪＲ東福生駅西口歩道内自転車用スロープ上において転倒し、右手を負傷いたしました。

この事故は放置自転車が歩道をふさいでいたため歩道を利用することができず、自転車用スロープの利用を余儀なくされたために生じたものでございます。

恐れ入りますが、東福生駅前転倒事故賠償額内訳の資料をごらんいただきたいと存じます。医療費につきましては、それぞれの病院等の支払いで２２万４２７０円、慰謝料は自動車賠償責任保険の１日の基準額が４２００円ございまして、４３日分で１８万６００円、休業補償費は本人が役員扱いとなっているために休業補償はできませんが、本人のかわりに従業員を雇用した分として１日８３３３円、１０４日分で８万６６３２円、合計で１２７万１５０２円でございます。

以上、御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださるようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第４７号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第１３、議案第４８号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（副市長 高橋保雄君登壇）

○副市長（高橋保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第４８号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰につきまして御説明を申し上げます。

本案件は、市議会議員として２８年の長きにわたり市の発展に貢献をされました福生市武蔵野台一丁目３番地７サンハイツＦ－４、遠藤洋一氏を福生市表彰条例第３条第１項第２号の該当者として自治功労表彰いたすため、議会の御議決を賜りたく御提案を申し上げた次第でございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。



て説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

だだいま議題となっております議案第48号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第48号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第14、議案第49号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（副市長 高橋保雄君登壇）

○副市長（高橋保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第49号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰につきまして御説明を申し上げます。

本案件は、市議会議員として12年の長きにわたり市の発展に貢献をされました福生市大字熊川190番地、石川和夫氏を福生市表彰条例第3条第1項第2号の該当者として自治功労表彰いたすため、議会の御議決を賜りたく御提案を申し上げた次第でございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。て説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

だだいま議題となっております議案第49号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第４９号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第４９号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第１５、議案第５０号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

（副市長 高橋保雄君登壇）

○副市長（高橋保雄君） 御指名をいただきましたので、議案第５０号、福生市表彰条例に基づく自治功労表彰につきまして御説明を申し上げます。

本案件は、市議会議員として１２年の長きにわたり市の発展に貢献をされました福生市牛浜４番地、清水信作氏を福生市表彰条例第３条第１項第２号の該当者として自治功労表彰いたすため、議会の御議決を賜りたく御提案を申し上げた次第でございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（原島貞夫君） 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 以上で質疑を終わります。

だだいま議題となっております議案第５０号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第５０号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第５０号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原島貞夫君） 御異議なしと認めます。よって、議案第５０号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（原島貞夫君） 日程第１６、議案第５１号、福生市表彰条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(副市長 高橋保雄君登壇)

○副市長(高橋保雄君) 御指名をいただきましたので、議案第51号、福生市表彰条例に基づく一般表彰につきまして御説明を申し上げます。

本案件は、福生市表彰条例第4条第1号に該当いたすものが18件、同条第3号に該当いたすものが1件でございます。福生市表彰審査委員会にお諮りし、その答申をいただきましたので、一般表彰いたすため議会の御議決を賜りたく御提案を申し上げた次第でございます。

それでは、順次説明をさせていただきます。

初めに、福生市表彰条例第4条第1号といたしまして、市議会議員として多年にわたり市の行政に貢献されました福生市大字熊川1651番地、前田正蔵氏。同じく福生市本町91番地、中森富久氏。次に、農業委員会委員として多年にわたり市の行政に貢献されました福生市大字熊川19番地、野島義久氏。なお、野島氏におかれましては御不幸にして平成19年3月30日にお亡くなりになっております。次に、町会長等として多年にわたり市の行政に貢献されました福生市加美平一丁目六番地6、小峰幸雄氏。同じく福生市大字福生947番地21、金子茂行氏。同じく福生市大字福生1030番地、村尾幸男氏。同じく福生市武蔵野台一丁目20番地18、青木健氏。同じく福生市大字福生2169番地18、柳川英司氏。同じく福生市大字福生572番地、笹本和一氏。次に、交通安全推進委員会委員として多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市志茂109番地、清水清氏。次に、情報公開審査会委員及び個人情報保護審議会委員として多年にわたり市の行政に貢献をされました国立市富士見台1丁目7番地1-12-409、大場勝男氏。次に、保護司として多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市武蔵野台一丁目18番地35、小川由利子氏。次に、民生委員推薦会委員及び町会長等として多年にわたり市の行政に貢献をされました福生市志茂64番地、濱垣壽一郎氏。次に、消防団員として多年にわたり消防行政に貢献をされた方で、現在もなお御活躍されている方々でございます。福生市武蔵野台二丁目17番地1都営武蔵野台3-103、細谷幸史氏。同じく福生市牛浜30番地、高橋晃司氏。同じく福生市加美平三丁目23番地8、清水靖弘氏。同じく福生市大字熊川476番地4中西レジデンス108号室、松本栄作氏。同じく福生市大字熊川1659番地4、五味英明氏。

次に、表彰条例第4条第3号に該当いたすものでございまして、杉並区善福寺2丁目23番25号、林義雄氏でございますが、教育行政の重要性を深く認識され、文化財保全用地として土地を寄附した行為に対しまして表彰しようとするものでございます。

以上、福生市表彰条例第4条第1号及び第3号の該当者として一般表彰いたすため、議会の御議決を賜りたく御提案申し上げた次第でございます。

御審議を賜りまして、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

だだいま議題となっております議案第51号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第51号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第17、議案第52号、福生市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を願います。

(市長 野澤久人君登壇)

○市長(野澤久人君) 御指名をいただきましたので、議案第52号、福生市教育委員会委員の任命につきまして提案理由の説明を申し上げます。

福生市教育委員会委員のうち、平野裕子委員が平成19年6月15日をもって任期満了となります。平野委員は平成15年6月に教育委員会委員に就任以来、豊富な知識と経験を生かされ熱心に教育行政の推進に御尽力をいただいております。

ここで1期目の任期が満了となりますが、私といたしましては引き続き教育委員会委員としては平野委員に御活躍をいただきたいと思いますので、議会の御同意をいただきたく本議案を提案申し上げた次第でございます。

履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますので、御高覧いただきたいと思います。

なお、履歴にもございますが、政党の所属はございません。

御審議をいただきまして、御同意くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(原島貞夫君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 以上で質疑を終わります。

だだいま議題となっております議案第52号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより議案第52号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 日程第18、陳情第19-1号、「駐留軍関係離職者等臨時措置法」の延長に関する陳情書を議題といたします。

陳情第19-1号については、市民厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長(原島貞夫君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため明9日から21日までの13日間、休会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原島貞夫君) 御異議なしと認めます。よって、明9日から21日までの13日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は6月22日午前10時より開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時55分 散会



写

福総総発第 58 号

平成 19 年 6 月 5 日

福生市議会議長

原 島 貞 夫 様

福生市長 野 澤 久 人 閣

追加議案の送付について

平成 19 年第 2 回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 1 議案第 52 号 福生市教育委員会委員の任命について





議案第 52 号

福生市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

平成 19 年 6 月 5 日

福生市長 野 澤 久 人

福生市教育委員会委員の任命について

次の者を福生市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

- 1 住 所 福生市大字熊川 989 番地 29
- 2 氏 名 平 野 裕 子
- 3 生年月日 昭和 25 年 5 月 10 日



( 資 料 )

履 歴 書

住 所 東京都福生市大字熊川 989 番地 29

氏 名 平 野 裕 子

生年月日 昭和 25 年 5 月 10 日

学 歴 昭和 46 年 3 月

青山学院女子短期大学国文学科卒業

公 職 歴 平成 6 年 1 月～現在

民生委員・児童委員（主任児童委員）

平成 6 年 1 月～現在

福生市社会福祉協力委員

平成 6 年 1 月～現在

社会福祉活動推進委員

平成 11 年 4 月～現在

警視庁委嘱少年補導員

平成 12 年 10 月～平成 15 年 3 月

福生市立福生第一中学校学校評議員

平成 13 年 4 月～平成 19 年 3 月

東京都薬物乱用防止指導員

平成 13 年 4 月～現在

少年を守る環境浄化推進委員

平成 13 年 5 月～平成 13 年 8 月

福生市公立学校教科用図書選定協議会委員

平成 13 年 6 月～現在

福生市青少年問題協議会委員

平成 15 年 6 月～現在

福生市教育委員会委員

団 体 歴 昭和 61 年 4 月～昭和 62 年 3 月

私立牛浜幼稚園父母の会会長

職 歴 昭和 46 年 4 月～昭和 49 年 10 月

ヤマハ音楽教室幼児科講師

所属政党 なし

上記のとおり相違ありません。

平成 19 年 5 月 10 日

氏 名 平 野 裕 子 ㊞

